

令和3年第1回定例会議案審査特別委員会会議録

令和3年3月12日 午後 1時30分 開 議

出 席 委 員

委 員 長	川 村 成 二
副委員長	櫻 井 繁 行
委 員	矢 口 龍 人
委 員	鈴 木 良 道
委 員	中 根 光 男
委 員	佐 藤 文 雄
委 員	加 固 豊 治
委 員	古 橋 智 樹
委 員	田 谷 文 子
委 員	来 栖 丈 治
委 員	設 楽 健 夫
委 員	宮 嶋 謙 生
委 員	久 松 公 博
委 員	小 倉 博 一
委 員	櫻 井 健 一

欠 席 委 員

な し

出 席 説 明 者

市 長	坪 井 透
副 市 長	横 瀬 典 生
市 長 公 室 長	小 松 塚 隆 雄
保 健 福 祉 部 長	君 山 悟
建 設 部 長	石 塚 洋 二
農 業 委 員 会 事 務 局 長	大 久 保 定 夫
参 事	仲 戸 禎 雄
政 策 経 営 課 長	槌 田 浩 幸
情 報 広 報 課 長	齋 藤 裕 之
地 域 未 来 投 資 推 進 課 長	稻 生 政 次
健 康 づ くり 増 進 課 長	川 原 場 宗 徳
道 路 課 長	羽 成 英 明
上 下 水 道 課 長	鈴 木 仁 志

会計課長 横田 茂
監査委員事務局長 乾 文彦
企画監 豊崎 伴之

出席書記名

市民課 高野 陽子
子ども家庭課 吉田 貴紀
議会事務局 柏崎 博子
議会事務局 澤田 幸一

議 事 日 程

令和3年3月12日（金曜日）午後 1時30分 開 議

1. 市長挨拶
2. 議案等の審査
 - (1) 請願第 2号 日本政府に、核兵器禁止条約に署名・批准することを要望する意見書採択を求める請願について
 - (2) 承認第 2号 専決処分事項の承認を求めることについて〈令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第12号）〉
 - (3) 議案第 3号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (4) 議案第 6号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について
 - (5) 議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）
 - (6) 議案第18号 令和2年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第1号）
 - (7) 議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算
 - (8) 議案第23号 令和3年度かすみがうら市水道事業会計予算
 - (9) 議案第24号 令和3年度かすみがうら市下水道事業会計予算
3. 閉 会

開 会 午後 1時30分

○川村成二委員長

こんにちは。

ただいまの出席委員は14名で、会議の定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

それでは、ただいまから令和3年第1回定例会議案審査特別委員会を開きます。

ここで、傍聴の申し出がございますので、申し出のとおり許可することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、傍聴を許可します。

これより傍聴人の入室を認めます。

ここで、暫時休憩いたします。

〔「傍聴人入室」〕

○川村成二委員長

会議を再開いたします。

傍聴の方に申し上げます。

傍聴受付の際にお渡しいたしました傍聴章の裏面に記載されております注意事項を遵守し、お静かに傍聴していただきますようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、間隔を空けて、ご着席ください。

それでは、書記を追加して指名します。

市民課 高野陽子君、子ども家庭課 吉田貴紀君、以上2名を追加して指名いたします。

本日の日程は、審査予定表のとおりであります。

なお、議案審査関係資料につきましては、お手元のタブレット端末で御覧になれますので、ご活用くださいますようお願い申し上げます。

それでは、審査予定表に基づき本委員会に付託されました議案等の審査に入ります。

○矢口龍人委員

執行部より提示された参考資料では足りないものがあるので、要求したいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○川村成二委員長

どのような資料でしょうか。

○矢口龍人委員

市長公室だと思いますけれども、この複合交流拠点施設等整備についてございまして、事業費が26億という大きな事業でありますので、これ補助申請していると思うんで、この資料があると思うんですよ。この資料がちょっと少な過ぎるので、もう少し具体的な資料を要求いたします。

○川村成二委員長

それでは、暫時休憩いたします。 [午後 1時30分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時39分]

矢口委員の申出については、執行部のほうと調整して対応したいと考えております。よろしいでしょうか。

それでは、次に進みます。

初めに、本委員会に付託されました、請願第2号 日本政府に、核兵器禁止条約に署名・批准することを要望する意見書採択を求める請願についてを議題といたします。

ここで、参考人から本請願の趣旨について説明を求めることにいたします。

お忙しい中、参考人として、本委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、今回提出されました請願の趣旨をご説明いただきたいと思います。

参考人、石井 明様。

○参考人（石井 明君）

私は、かすみがうら平和の会の事務局長をしております、石井と申します。

本日は貴重な審議の中、意見陳述の機会をいただきまして、ありがとうございます。所用で欠席の請願者、立花に代わりまして陳述させていただきます。

私たち、かすみがうら平和の会は2017年4月に発足しました。世の中が日本も世界も平和であってほしい。そのためにできることをしていこうという思いを共有した15名で設立し、現在は1名増えて16名で活動しています。特に、本市が平成25年3月28日に制定した非核脱原発平和都市宣言は、その大きなきっかけとなりました。そこには、このように書かれています。

平和な世界の実現は、すべての人々の共通の願いです。

今なお、地球上では悲惨な争いがあとをたたず、加えて核兵器の存在は、世界の平和に深刻な脅威をもたらしています。

我が国は世界で唯一の被爆国であり、核兵器のすみやかな廃絶を強く訴えるとともに、戦争のない人類永久の平和が確立されることを願うものです。

平成23年3月の福島第一原子力発電所事故は、私たちに多くの教訓を残し、生活の豊かさ便利さを求めるあまり、自然に対する謙虚な姿勢を忘れ、科学技術を過信していたことに気づかされました。

自然の恵みに感謝し、地球環境に優しいエネルギーにより、穏やかで平和な暮らしが営める環境が創出されることを期待します。

私たちかすみがうら市民は、水と緑にはぐくまれた自然豊かな郷土を大切に守り、未来を担う子供たちと美しいふるさとのために、平和を願う地球上の人々と手を携え、世界の恒久平和を希求し、ここに「非核脱原発平和都市」を宣言します。となっています。

この3年間、この宣言の精神を市民目線で具現化するために、私たちは総務課の方々と懇談し協力して、原爆パネル展を開催してまいりました。また、宣言の趣旨の具体化の一つとして、被爆者の方が呼びかけて始められた核兵器廃絶と核兵器禁止条約の早期成立を求める、いわゆるヒバクシャ国際署名に、市職員の皆様にもご協力をいただきましたし、私たちも2年にわたり月に一度ではありますが、市民の皆様にも署名を訴えてきました。残念ながら昨年4月以降は、新型コロナウイルス感染拡大のため、対面での署名活動は中断を余儀なくされましたが、昨年の9月までに職員の皆様から483筆を、一般市民の皆様から1,073筆を集約することができました。また、一昨年、あじさい館で実施いたしました原爆パネル展期間中には、広島で被爆された水戸市の茂木貞夫さんの講演会に、親子連れを含む20名の方が参加され、懇談をすることができました。

本日の日本政府に、核兵器禁止条約に署名・批准することを要望する意見書採択を求める請願は、このような私たちのまだまだ不十分ながらも続けてきた3年の活動の延長線上にあるものです。この条約につきましては、賛否の評価があることを承知しています。核保有国とその同盟国は、戦争の抑止力になるという見解で一致しています。が、一方、核をちらつかせる外交がかえって国家間の緊張を高め、脅威になっていると見る国々も多いのが事実です。軍事同盟に加入しない国がそうです。そして、世界的にはこのように受け止めている国が国連の多数派になっている事実を真摯に受け止めなければならぬのではないのでしょうか。私たちは、唯一の戦争被爆国の日本が世界のこの流れに立ち後れてほしくはありません。むしろ日本こそが、核兵器保有国と非保有国との橋渡し役としてのリーダーシップを取ってほしいと思っています。

茨城県被爆者団体協議会の会長をされていた、長崎で被爆された土浦市在住の黒川 博さんは一昨年90歳で亡くなられ、副会長の、私たちが被爆体験を伺った茂木貞夫さんも今年91歳になられ、現在闘病中と伺っています。全国的にも被爆者の方々は平均年齢が85歳になっていると、昨年の広島の平和記念式典で報告されています。もう時間がありません。この条約への賛否、ご意見は様々あることを承知の上で、それでも議員の皆様には一致して、政府に批准を要望していただきたいと思っております。切にお願いいたします。

以上、私たちかすみがうら平和の会としての陳述とさせていただきます。ありがとうございました。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

以上で、説明が終わりました。

これより委員による質疑を行います。

参考人は委員長の許可を得て発言し、また、委員に対して質疑をすることができないことになっておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○古橋智樹委員

書類、それから電話何度もいただきまして、なかなか行き違いで応じられず失礼いたしました。

このたび、請願の書類等を頂いており、その中で当該条約に批准された122か国のリストを頂いて

おりますが、この中に、確認なんです、核保有国と言われる八つ、九つの国、それはないということでもよろしかったでしょうか。

○参考人（石井 明君）

はい。入っておりません。

○古橋智樹委員

もう一つ、お尋ねさせていただきます。

平和の会並びにこの当該請願の趣旨に賛同されるグループの皆さんのご認識を確認したいのですが、隣国の北朝鮮についてですが、核を保有しているということ、核兵器お持ちだということは、会ではどういうご認識になっているのでしょうか。

○参考人（石井 明君）

はい。存じております。

○古橋智樹委員

日本政府の認識のほうは、北朝鮮のほうはミサイル等で日本をまたいで打ったり、脅しをかけたりということをしている、それが日本にとって大変な脅威であるということは皆さん同じでしょうか。

○参考人（石井 明君）

はい。多くの国民の皆さん、私たちを含めて、脅威だと思っていることは事実だと思います。

○設楽健夫委員

先ほどの質問にも関わりますけれども、9つの核保有国の中で、核拡散防止条約に加盟している国は何か国になるんですか。

○参考人（石井 明君）

5カ国です。

○設楽健夫委員

今回のこの核兵器禁止条約に至る経過の中で、この核拡散防止条約に対しては、どのような評価をしていたのでしょうか。また、石井さんたちはどのような評価をしていたのか、教えていただきたい。

○参考人（石井 明君）

これまでこの核兵器禁止条約ができるまでは、この核不拡散条約、いわゆるNPT条約というものをてこに、世界の平和を希求されてきたんだと思います。ただ、実際にこの条約ができて既に50年以上たつわけですけれども、それがほとんど進まなかった、核保有国の核軍縮が進んでこなかったことに特に軍事同盟に加わっていない国々が業を煮やして、もっとほかのアプローチをしないと世界の平和が保てない、核廃絶に本当に行き着かないんじゃないかという発想から、この核兵器禁止条約が生まれてきたという歴史的な経過だと私たちは認識しています。

○設楽健夫委員

実質的には9か国の核保有国が、この核兵器禁止条約が今批准されているというふうに伺っていますけれども、この9か国が今後どのような形でこの核兵器禁止条約の中に入ってくるというふうな見通しについて、あるいは考え方についてお聞かせいただきたい。

○参考人（石井 明君）

今まだ批准していない国も含めて、批准国を増やすこと、それから署名国を増やすこと、これが多数となって、核保有国を平和的に包囲していくということではかないではないでしょうか。

○古橋智樹委員

すみません。もう一点、確認したいことございまして、失礼いたします。

会のほうで日米安全保障条約、いわゆる日米同盟、これは中身については、いろいろ日本が憲法9条に基づいて軍隊持たないということになっており、日本を守るためにアメリカが米軍などが日本の幾つか駐留して守っているという状況はご存じかと思いますが、会のほうでは、この日米安保の取組というのはどうお考えになっているのでしょうか。

○参考人（石井 明君）

日米安保条約を含めて軍事同盟そのものがやはり世界からなくなることを、私たちは理想として活動しています。ただ、すぐにそれが可能かどうかということはまだ別の判断があるものと思います。

○設楽健夫委員

今のほかのことにも関わりますけれども、欧州においては、ワルシャワ条約機構とNATOが実質上歴史的な役割を終えて、欧州集団安保が形成されました。軍事同盟が欧州の前集団安保体制という形で、平和的な世界を求めていくということで動き出したということについては、皆さんご存じだというふうに思いますけれども、この欧州集団安保に対して、私は、アジアにおいても、全世界においても、集団安保体制は必要だというふうな考え方でいますけれども、それが核兵器の禁止につながっていくのではないかとというふうにも考えますけれども、この点についてはいかがでしょうか。

○参考人（石井 明君）

そこは何とも、今の段階では私たちはそこまで議論できていませんし、私自身もそこまでは言及できませんが、ただ、1つやっぱり私たちが鍵となると思っているのは、TACという東南アジアのASEANに加盟する人たちがつくった同盟国の中ではやはり軍事を使わない解決をしていこうと、いろいろもめごとがあった場合でもそう取り決めたその動きなり、そのASEANの条約の精神というのは、ASEAN、東南アジアに限らず、私たちのいる北東アジアも含めて広め得る内容を持っているものではないかと。それは一つのきっかけになるのではないかと思っています。

○設楽健夫委員

現状で、この核兵器禁止条約への自治体、全国市町村の今時点での意見書を出した自治体の数、そしてまた、茨城県では、どの市町村がこの署名の批准を求める意見書について意思表示、あるいは賛成をしているのか、教えていただければ。

○参考人（石井 明君）

これは原水協がまとめた資料ですけれども、都道府県別に、これは2月15日のものですが、全国で531自治体になっています。県別には、北海道が58、青森県13、秋田22、岩手34等々となっております。本県、茨城県は、2月15日の時点では、筑西市、つくばみらい市、土浦市、取手市、常陸大宮市、守谷市、大洗町の以上7つでしたが、つい先月、石岡市が全会一致で意見書を採択していると聞いていますので、現時点で県内では8議会と認識しています。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、ないようですので、参考人に対する質疑を終了いたします。

石井 明様にはお忙しい中、本委員会にご出席賜り、ありがとうございます。いただきましたご意見を今後の委員会審査に十分生かしてまいりたいと存じます。

これで退席をお願いいたします。ご苦労さまでした。

ここで、暫時休憩いたします。〔午後 1時59分〕

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 1時59分]

それでは、本請願の取り扱いにつきましてご意見等ございましたら、挙手の上、ご発言お願いいたします。

○佐藤文雄委員

今、石井さんが発言した中で、黒川さんという方がもう2年前に亡くなったというのを聞いて、びっくりしました。私も、いつも平和行進というのを7月にやっているんですが、この7月の平和行進でいつも土浦の亀城公園で集まると、その方が、被爆者の方ですが、訴えるんですね。それから、同じように茂木さんという方ですか、この方もあじさい館でパネル展をやったときに講演をくださった方、この方が今闘病中だというふうに言われております。そういうことから考えると、やはり年齢的に被爆者の方がもう時間がないというふうに訴えているんじゃないかなというふうに物すごく強く感じました。できる限りこの被爆者の声に応えていくべきんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひ採択をお願いしたいなど。

○古橋智樹委員

私からはこの後の採択に当たりまして、趣旨採択ということを発議させていただきたいと思います。その理由は、先ほどの質問で、皆様方にはどの程度ご理解いただいたか存じませんが、究極的な核廃絶、そしてそれに至る核軍縮の道筋の必要性は、日本政府が言っているとおり、強く認識をしておりますが、それと同時に北朝鮮の核ミサイルの脅威から我々日本国民の生命と平和な暮らしを守ることが、それ以上に重要であるということが現状であります。日本は非核三原則を堅持しておりますが、そのためにも日米の同盟によるアメリカの核を保有しているという立場を尊重すれば日本政府がこの条約に加わらなかったという理由でありますことから、私は、趣旨採択を発議させていただきたいと申し上げさせていただきます。

○宮嶋 謙委員

私はあくまでも本採択について決を採っていただきたいと思います。広島平和記念館でしょうか、行かれた方も多くいらっしゃると思うんですけども、核兵器の被害というのは他の兵器とは次元が違いますね。私もあの展示見させていただいた中で、展示物、現物じゃないですね、展示物を見ただけで、これはいかん、心から思いました。世界の軍事バランスの中に日本もあって、1国だけで平和主義を唱えることは無意味であるというのはよく分かりますけれども、核兵器による抑止力で平和がもし保たれているとしたら、これはお互いの喉元にナイフを突きつけ合っている状況なわけです。人は間違いを起こします。万が一突く人がいたら世界は終わるわけですね。こういう状態が平和とは決して言えないと思うんです。ですから、世界で唯一の被爆国である日本、この被害の状況を世界の皆様と共有して、核を一日でも早くなくすために、本市議会からも本採択として意見書を国のほうへ送る必要があると思います。

○設楽健夫委員

私も本採択をお願いしたいというふうに思います。先ほども話がありましたけれども、被爆国日本は世界の国の中でも特別の人類的な責任を持っている、あるいは訴える力を持っている国であるというふうに思います。現に長年制定されてこなかった被爆者援護法が制定されましたけれども、この被爆者援護法の前文の中に、過去への補償、現在への保障、未来への保障という形で、被爆者の切実な願いをここに表した援護法が制定された。このことについては皆さん既にご存じだというふうに思います。また、この日本、広島と長崎で20万人以上の方が一瞬にして命を失っていったという事実につ

いては、今なお広島の人たちは8月6日を広島の盆として毎年毎年灯籠流しを行っています。

私達も日本人として世界に対して呼びかけていき、北朝鮮をも包囲していくような、そして核兵器のない危険のない世の中を目指していくために動いていく、そういう時期に来ているというふうに思います。そして、土浦市においても、あるいは先ほど話しましたがけれども、石岡市においても採択されているということを鑑みますと、本市においても本採択をしていく必要があるのではないかというふうに思います。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ただいま採決に当たりまして、趣旨採択、そして採択すべきというご意見がございました。

これまでの議会の前例でいきますと、趣旨採択という意見が出た場合、まずそれに対して決を採る流れになっておりますので、趣旨採択につきまして討論を行います。

討論はございませんか。

○佐藤文雄委員

趣旨採択に反対する立場で討論したいと思います。

趣旨採択ではアピールできないんですよ。全くアピールできない。今、北朝鮮の問題を言われました。北朝鮮に対してもこの核兵器禁止条約は有効な手段になるんですよ。つまり核は持たない。核で脅すこともできない。そして、世界的に違法だということが認定される。つまり北朝鮮を縛ることになるわけですね。逆に中国も同じですよ。今の核保有国についてもしっかりと包囲をする、こういうふうにして縛っていく、違法性をはっきりと示していく、これをアピールしなければ、趣旨採択では全く無意味だと私はそう思います。

○川村成二委員長

そのほか討論ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

これより、請願第2号を採決いたします。

請願第2号を趣旨採択することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第2号を趣旨採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立少数であります。

よって、請願第2号は趣旨採択しないことに決定いたしました。

趣旨採択が否決でありますので、再度、本請願の取扱いについてご意見がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

趣旨採択に反対した立場です。

本採択をすべきだともう最初に申し上げましたので、ぜひ本採択でお願いしたいと思います。

○川村成二委員長

それでは、これより討論を行います。

討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

これより、請願第2号を採決いたします。

請願第2号を採択することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

異議がありますので、起立により採決いたします。

請願第2号を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○川村成二委員長

起立多数であります。

よって、請願第2号は採択することに決定いたしました。

ただいま本委員会で採択いたしました請願第2号につきましては、地方自治法第99条の規定に基づき、内閣総理大臣宛てに意見書の提出が求められております。

それでは、核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）についてを議題といたします。

ここで、意見書案のデータをタブレット端末にお送りいたします。

意見書案を朗読いたします。

内閣総理大臣 菅 義偉 様

かすみがうら市議会 議長 岡崎 勉

核兵器禁止条約の署名・批准を求める意見書（案）

人類史上初めて核兵器の全面禁止を明文化した「核兵器禁止条約」の批准国が50カ国を超え、本年1月22日に条約が発効しました。

被爆者の方々の「こんな思いを他の誰にもさせてはならない」という強い思いが国際社会を動かし、批准50カ国の達成につながったものと確信いたします。核兵器を禁止し廃絶する条約を結ぶことを全ての国に求める「ヒバクシャ国際署名」は、最終的に13,702,345人（本市職員483筆を含む）分が国連に提出されました。

また、昨年10月1日現在で世界の164の国・地域から国内の1,733都市（本市を含む）を含む7,961都市が加盟する平和首長会議は、各国に対し、同条約に署名・批准するよう訴え続けています。

核兵器禁止条約は「核兵器をなくすべきだ」という人類の意思を明確にした条約です。この条約の内容を包括的で実効性の高いものにしていくには、核保有国をはじめ、より多くの国が条約に参加しなければなりません。

よって、国におかれましては、非核三原則を堅持しつつ、立場の異なる国々の橋渡しに努め、各国の対話や行動を粘り強く促すことによって、核兵器のない世界の実現に向けた国際社会の取り組みを

リードするよう、次の事項に取り組まれることを強く要望いたします。

記

唯一の戦争被爆国として一日も早く核兵器禁止条約の署名・批准を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

以上で朗読を終わります。

それでは、この意見書案につきましてご意見等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

発言がないようですので、これにより意見書案につきましては採決いたします。

本意見書案を内閣総理大臣宛てに提出することについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本意見書案は全会一致をもって内閣総理大臣宛てに提出すべきものと決定いたしました。

その案文を議長宛てに提出させていただきます。

なお、本意見書案につきましては、提出者の説明省略並びに即決されたい旨を議長宛てに申出をしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

それでは、そのようにさせていただきます。

ここで、暫時休憩いたします。〔午後 2時15分〕

○川村成二委員長

会議を再開いたします。〔午後 2時25分〕

本日、市長にご出席いただいておりますので、ご挨拶をいただきたいと思います。

○市長（坪井 透君）

議員の皆様方におかれましては、令和3年第1回定例会議案審査特別委員会を開会をいただきまして、ありがとうございます。

本会議から付託されました議案につきまして慎重にご審査をいただきまして、可決賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

○川村成二委員長

ありがとうございました。

ここで執行部に申し上げます。

予算を除く議案等の概要説明は省略の上、議案審査の順序につきましては、審査予定表に基づき審査することといたします。議案集及び議案概要書並びに予算書等は、説明ページ番号を言ってから説明をされますようお願い申し上げます。

なお、新年度予算の説明につきましては、議案審査特別委員会における予算の説明方法についての資料を委員の皆様既に配布をしておりますが、それを十分にご留意の上、政策事業のうち、前年度予算と比較して大きく変動のあった事項、または特に説明しておきたい事項について説明されますよ

うお願い申し上げます。

また、能率的かつ効率的な委員会運営を図るため、説明は単に数字を言うだけでなく、簡潔な説明並びに簡明な答弁をお願い申し上げます。

加えて、委員の皆様にも、委員長からのお願いです。

審議に当たりまして、質問者以外の発言は進行の妨げになります。特に執行部に対して、質問に答えていないとの発言を時々耳にします。会議録上、不適切発言の扱いとなり、意味をなしません。執行部答弁の判断は質問者に限定していただき、それでも不服がある場合は、挙手の上、指名を受けて、ご自身の発言として質問していただくようお願い申し上げます。

それでは、審査を進めます。

初めに、承認第2号 専決処分事項の承認を求めることについてを議題といたします。

市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

承認第2号につきましても、その内容が保健福祉部の所管でございますので、保健福祉部から補足説明をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

○保健福祉部長（君山 悟君）

それでは、私のほうから、今回、専決処分をさせていただきました補正予算第12号につきましても、概要等の説明させていただきます。

お手元のタブレット端末のほうに概要書の資料を表示させていただきました。そちらにより説明をさせていただきます。

今回、専決処分いたしました補正総額につきましては、2億1391万2000円を追加してございます。

支出の主な内容につきましては、まずワクチン接種の謝礼ということで4400万円、こちらは集団接種会場における看護師等の謝礼ということで計上してございます。

次に、相談体制等（コールセンター）設置委託ということで1095万4000円を計上いたしました。こちらにつきましては、電話等でコールセンターに接種の予約した方、こちらにつきましては、予約状況の確認通知を封書により申し込んだ方に通知をする業務を追加してございます。なお、インターネット等を通じて専用サイトから申し込んだ方に対しては、確認メール等により予約内容の確認を通知することになってございます。

次のワクチン接種委託1億2723万7000円、こちらにつきましては、個別接種・集団接種における医療機関等にお支払いをする委託料を計上してございます。

次に、今回、専決処分しました補正予算につきましては、その全額及び前回の補正予算第10号のときの郵送料の156万円を加えました2億1547万2000円で、繰越明許費のほうを設定させていただいております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、質疑等ございましたら、挙手の上、ご発言お願いいたします。

○佐藤文雄委員

ワクチン接種の謝礼、看護師さんというふうには言っておりましたが、何名で1人当たりの単価は幾らなんでしょうか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

集団接種で1会場当たり7名を予定しまして、単価としましては1万6000円で計算してございます。

○佐藤文雄委員

それから、ワクチン接種の委託なんですが、これは集団接種と個別接種、これは医療機関ですね、これは個人医院かなと思うんですが、個人医院で、これもやっぱり国内で標準的な単価があると思いますので、恐らくお医者さんだと思うんで、それも教えていただけますか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

医療機関で行います個別接種でございますけれども、国が示した単価、税込みで1回当たり 2,277円になりまして、今回3万6700回分、人数にしますと1万8350人分、一人2回打ちますので、1万8350人の2倍ということで、3万6700回ということで、今回個別接種分についてはそれで予算を計上してございます。

○佐藤文雄委員

高齢者等の接種会場送迎業務委託とありますよね。これは、集団接種に限ってなんでしょうか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

送迎委託の業務委託ということで予算計上させていただきました件につきましては、基本的に集団接種の会場への送迎ということで、予算を計上させていただきました。

○佐藤文雄委員

集団接種の送迎というと、これはデマンドではないんで、どういうふうに戻していくのかという、そういうイメージはもう既に出来ているのでしょうか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

運行方法等でございますけれども、昨日も設楽委員さんのほうから質問があった内容と重なるかと思っておりますけれども、基本的に市内の観光バス事業者の方がいるかと思うんですけれども、その方、今回のコロナ禍の関係で若干仕事が少なくなっているのかなと思っております、そういうバスを借り上げて、あとできれば、今から状況にもよりますけれども、例えばワクチンの供給が十分間に合う量が入ってくる見込みになれば、例えばとしまして、各地区を指定しまして、そこに送迎のバスをやるという方法も考えられると思います。これは、ワクチンの供給状況によっても大きく左右されますので、今後もう少し詰めて送迎の内容を詰めていきたいというふうには考えております。

○佐藤文雄委員

具体的にそういうところのイメージまでされているということですので、これは今おっしゃったように、今、市内の観光バスが非常に大変だという、そういういわゆる支援、市内の業者の支援にもつながっているという点では評価されるなと思っております。これは、そういう点では、送迎バス等を運行していく上で、もし予算が足らなくなった場合が考えられると思いますので、そのときにはまた補正をするというふうには考えてよろしいですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

まず、送迎委託の委託料が、仮に不足するようなことがあった場合ということですが、基本的に今回の接種費用、全額国のほうで国庫により賄われることになっております。それで、ほかにも需用費とかいろんな経費が計上してありますので、多分その中で余る部分とか、そういう部分が発生してくるかと思っておりますので、その予算の範囲内でやりくりをして、足りなくなった場合には充用なりをかけて確保するような方向ではできるかというふうには考えております。

○設楽健夫委員

このワクチン配送業務委託という項目がありますけれども、これは特別な体制を組むあるいは特別な業者に依頼するということですか。

○健康づくり増進課長（川原場宗徳君）

お答えいたします。

配送につきましては、今現在、配送業者、具体的に申し上げますと、何とか急便とか、何とか運送会社とか、そういうところで一応委託のほうを考えております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり承認すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号 かすみがうら市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

特に補足説明はございません。よろしくお願いをいたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

助成金の交付要綱をなくすということですが、これまでの補助というか、助成金の交付の中身というのをちょっと私も覚えていないんですが、それを教えていただけますか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

今回、条例改正で扱います補助金の内容ですけれども、1点目が、市立幼稚園就園奨励費補助金という補助金でありました。こちらにつきましては、私立の幼稚園に通っている保護者に対し、保育料の減額とか、また免除があった場合に、国庫補助を受けて支給をしてございました。

もう一つ、私立幼稚園児の保護者に対する助成金ということで、こちらにつきましては、保護者の負担軽減を行うということで、月額3,000円を助成していた内容でございます。

こちら二つの要綱につきましては、幼児教育保育無償化により当制度を廃止する内容になってございます。

○佐藤文雄委員

施設と個人というふうなところで、両方無償化、保育の無償化に基づいてこれが廃止される。と言うことは、これはいつまで続いてというか、今年度、令和2年度まで続いたということでもいいですか。

○保健福祉部長（君山 悟君）

制度的には令和元年度で終わりました、令和2年度からはもう完全に無償化になっていますので、予算等は令和2年度には計上していなかったような状況です。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号 かすみがうら市産業活動の活性化及び雇用機会の創出のための固定資産税の特例措置に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

本件につきましても、特に補足説明はございません。よろしく願いをいたします。

○川村成二委員長

それでは、質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）のうち、市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで委員各位に申し上げます。本案につきましては、最終日に審査予定の教育委員会スポーツ振興課の質疑が終わった後に討論並びに採決いたします。

それでは、市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

本件につきましては、市長公室の政策経営課、情報広報課、地域未来投資推進課、それぞれ課長から補足説明をさせていただきますのでよろしく願いをいたします。

○川村成二委員長

それでは説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

それでは説明をさせていただきます。

議案概要書により説明をさせていただきます。

政策経営課が所管いたします13号の予算につきましては、今御覧いただいております9番と10番でございます。事業の精査により減額をするものでございます。

また、一番最後であります108番、こちらは利子の減額になってございます。1840万円の利子の減額ということでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○情報広報課長（齊藤裕之君）

それでは説明させていただきます。

概要書の15番、電子ネットワーク整備事業373万3000円の減額でございます。こちらは、新型コロナに関するネットワークの構築、それからテレワークの構築事業を予算化させていただきましたけれども、こちらの契約差金を減額するものでございます。

それから、次のページの16番、電子自治体推進事業の政策でございます。こちらは、茨城県が取りまとめて実施しましたGIS空中写真の負担金が減額されたため、減額補正するものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、情報公開課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

それでは、続いて説明を求めます。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

議案概要書29ページを御覧いただきたいと思います。

51 番、中小企業対策事業の減額でございますが、こちら、事業継続給付金の事業実績がまとまりまして、事業の残りの差金について減額するものです。

52 番、企業立地促進事業、こちらについても、企業立地促進助成金のほうの支給の額が決定しましたので、その残金を減額するものです。

続きまして、54 番のプレミアム付商品券事業ですけれども、こちら、令和元年度に実施しておりますプレミアム商品券の事業の国庫返還金の額が決定をしまして、その残金を減額するものです。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 19 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計予算のうち、市長公室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

ここで委員各位に申し上げます。本案につきましては、最終日に審査予定の教育委員会スポーツ振興課の質疑が終わった後に討論並びに採決いたします。

それでは、市長公室から特に補足説明等はございませんか。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

政策経営課、情報広報課、地域未来投資推進課、それぞれ所管の事業につきまして、課長からご説明を申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○川村成二委員長

それでは説明を求めます。

なお、説明は簡潔をお願いいたします。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

説明を始める前に、資料の訂正がございますので、訂正をさせていただきたいと存じます。予算の概要資料ナンバー 1 でございます。

今、画面にタブレットに表示をさせていただいておりますが、こちらのページの市債の残高に誤りがございました。こちらの学校教育施設整備事業債の令和元年度の残高、起債額 1 億 4060 万円と表示されておりますけれども、令和元年度に事業を実施いたしまして、令和 2 年度に繰越しをいたしました起債の分、1 億 1230 万円分がこちらに計上されてしまっておりました。正しくは、令和元年度に借入れをした金額といたしましては、2830 万円ということとなっております。そちらの起債額が 1 億 1230 万減にすることによりまして、現在高が 1 億 1365 万 1000 円となっております。それに伴いまして、集計、下の計が変更となっております。修正をさせていただきます。大変申し訳ございませんでした。

2 年度、3 年度につきましては、システムからの投入でございますので変更はございません。元年度のみの修正とさせていただきます。

それでは、当初予算につきまして……

○佐藤文雄委員

私は、いつもデータを入力しながらチェックをしているんですけども、それで数字がおかしいな

と、お話を課長のほうにお伝えしましたら、この借入れの問題が出てきたんですが、ちょっとこれ、今、言葉だけだと分かりにくいですね、何か資料はございますか。数字だけで言っただけで分からないですね。間違っていないやつを出してもらえればいいな。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 2時50分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 2時51分]

○政策経営課長（槌田浩幸君）

それでは、当初予算の説明に戻らせていただきます。

令和3年度、政策経営課が所管いたします一般会計歳入歳出予算につきましてご説明をさせていただきます。

予算書につきましては、当初予算書12ページからの歳入となります。

なお、2款地方譲与税から10款地方特例交付金につきましては、国が示します地方財政計画に基づきまして、また市の決算状況、経済情勢などを参酌しまして予算計上いたしておりますので、説明のほうは省略をさせていただきます。

それでは、11款の説明からさせていただきます。

予算書14ページをお開きいただきます。

11款1項地方交付税でございます。対前年度9億9038万2000円減額の37億5000万円を計上してございます。この内訳といたしましては、普通交付税が36億円、特別交付税が1億5000万円でございます。

減額の理由でありますけれども、前年度、震災復興特別交付税11億9038万2000円を計上してございました。その分の減額約11億円と、普通交付税、地方財政計画によりまして伸びを予定してございます。2億円昨年度より増額ということで、差引き9億9038万2000円の減という計上をさせていただいております。

続きまして、23ページから24ページに入ります。

19款繰入金、基金繰入金、前年度より3億5506万4000円減額の10億633万9000円を計上してございます。その中の主なものといたしまして、1目財政調整基金繰入金でございます。前年度より4億2915万7000円減額の4億6187万9000円を計上させていただいております。年度間の調整を図り、市財政の調整を図るものでございます。

2目減災基金でございます。3億円の増額でございます。予算計上額3億円となっております。

続きまして、27ページでございます。

次に市債でございます。22款第1項市債につきましては、総額10億1860万増額の29億8840万円の計上でございます。主なものにつきましては、1目の民生債1億5490万円、こちらにつきましては、千代田中地区の放課後児童クラブの整備事業債でございます。

続きまして、2目衛生債、5億370万円増額の6億7930万円の計上でございます。こちらの主なものといたしましては、旧新治地方広域事務組合の施設を3年度、4年度と解体してまいりますので、そちらの事業債5億8300万円、3年度分の計上でございます。

続きまして、次のページ、28ページになりますけれども、6目教育債でございます。1億5680万円増額の9億3220万円を計上させていただいております。こちらの主なものにつきましては、千代田中地区統合小学校施設環境事業債8億2910万円でございます。

続きまして、歳入最後になりますけれども、7目臨時財政体制対策債でございます。2億9600万円増額の8億9600万円を計上させていただいております。地方財政計画におきましても、地方の財源不足があるということで、国と地方が折半して財源で補填する事業債でございます。

歳入については以上でございます。

続きまして、歳出の説明に入ります。

歳出につきましては、政策事業に係る概要説明書によりまして説明をさせていただきます。

こちらの3ページ。タブレットのほうで表示をさせていただいております、3ページでございます。

企画調整事業（政策）であります。主なものにつきましては、複合交流拠点施設基本設計及び測量調査等業務委託、また次年度につきましては、総合計画の後期基本計画の策定に当たる年でございますので、そちらの業務委託、また、次年度もスマートインターチェンジの実施計画の策定業務委託を進めてまいって、国の準備段階調査の採択を目指してまいりたいと考えております。前年度より4225万5000円増額の8621万5000円の計上でございます。

続きまして、次ページになります。

4ページでございます。

公共交通対策事業（政策）であります。市公共交通会議への負担金777万3000円減額の5474万4000円の計上であります。こちらにつきましては、デマンド型乗合タクシーの運行、高齢者運転免許自主返納助成、千代田神立ライン、タクシー利用料金助成事業等々の実行をするための負担金でございます。

また、こちらの政策事業ではありませんが、予備費につきまして今年度5000万円を計上させていただいております。前年度対比2000万増ということで、予算を計上させていただいております。緊急性のあるもの対しまして、予備費を充用するための手当てでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、政策経営課に対する質疑等がございましたら、挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

地方交付税についてですが、今回、地方財政計画で、やはり予定よりもこのコロナ禍の中でかなりの収入が減るということで、地方交付税については増やすという方針が打ち出されて、この分が、前年度が36億ですか、今度が37億5000万ということになっていますが、震災復興特別交付税、これは今、11億だというふうに言いましたが、震災復興特別交付税は、今回はなぜないんですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

震台におきます組合の負担金、そちらへの震災復興特別交付税がございましたので、そちらの分として減額をさせていただいております。

○佐藤文雄委員

市債のほうに変わったということですかね。今、負担金と言ったでしょう。震台の負担金を震災復興特別交付税で負担をしていたと、今回は、負担金やっぱり出ているでしょう。そうすると、その分は市債のほうで対応したんですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

震台解体跡地の整備と事業債として220万円を計上してございます。また、それ以外の施設としまして、地域還元施設の整備事業債ということで5790万円、6010万円の計上であります。

○佐藤文雄委員

いや、震災復興特別交付税は、これは今回は対象にならないということですね。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

大変申し訳ありません。質問をちょっと勘違いしてしまいました。

今回の事業につきましては、震災復興特別交付税の対象にはなっていないということでございます。大変申し訳ないです。

ゼロという計上ではございますが、例年、放射線処理の部分で委託というか、放射線を測定する形で特別交付税歳入があるように計上させていただくこともありますので、多少は入ってくるということでご理解いただきありがとうございます。震台分としてはゼロということでご理解いただきたい。

○佐藤文雄委員

それから、財政調整基金とか、それから臨時財政対策債のことを話したと思いますが、この基金残高について、私もいつも表をつくっているんです。去年の予算のときに出された令和2年度の末見込み、これと今回の令和2年度の見込みが額が違いますが、これはどうして違うんでしょうか。これは違っているのであれば、恐らく繰入れと積立てが変わったんじゃないかと思うんです。そういうものも、やはり出してもらって、これにすり合わせてもらわないと、前回の予算のときの数字と、今回の予算の数字が違っているというふうなことなんで、それぞれこれ説明できますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

去年の予算のときに、令和2年度末といたしまして9億4000万ということでお示しをさせていただいてございます。今回は9億4975万8000円ということでございます。この差額につきましては、先ほど委員からありましたように、繰入れと積立ての額が当初の予定より変わったということでございます。現在、その詳細につきましては持ち合わせてございません。この後、別な形で資料提出をさせていただければと思います。

○佐藤文雄委員

臨時財政対策債なんかはどうですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

臨時財政対策債につきましては8億9600円当初予算の計上でございます。残高のお話でしょうか。

○佐藤文雄委員

いや、昨年度の予算と今回の食い違いはありませんね。残高のことについてです。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

昨年度、令和2年度の現在高としまして、86億3752万3000円とお示しさせていただいております。

今回の残高につきましては86億94万5000円の残高になる予定でございます。こちらにつきましても、起債額につきまして6億円であったものが、今回の令和2年度におきましては5億6867万4000円でございます。

また、償還元金を予定しておりました金額6億8238万7000円につきまして、本年度、令和2年度でありますけれども6億8601万4000円ということになっておりますので、数値が変更しておるということでございます。

○佐藤文雄委員

それから、この地方交付税については、ご存じのように基準財政需要額に対して基準財政収入額、これの差額分を地方交付税にするよと、実際にはそれが間に合わないんで、今回は臨時財政対策債というような形で、国が大幅に臨時財政対策債で増額をしたんですね。これの総括表みたいなものはご

ございますか、それに基づいてこれは計上したんですよね。いかがですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

私どもで押さえておる普通交付税の分ですね、おっしゃっているのは普通交付税だと思いますけれども、普通交付税の増として、今回4億4500万ほど見込んでおります。ただ、そのうちの2億円を当初予算としては計上させていただいている。全額なかなか計上はできませんので、その内訳といたしましては、地方財政計画として1億3000万の増、これは計画上の増があるであろうということです。

以前までありました合併算定替につきましてもゼロになっていますので、そちらは含まれておりません。あくまでも市単独でのものとなります。

また、基準財政需要額、おっしゃっているように、そちらの形で7500万ほど増額する予定と見込んでおります。

また、基準財政収入額で2億4000万円の減ということを予定していますので、そちら全て増額要因でありますので、4億4500万の増というふうに考えているところであります。

○佐藤文雄委員

ぜひ、その資料についても後でよろしいですので提出していただけますか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

提出をさせていただきます。

○古橋智樹委員

今年度、2年度ですか、3年度ですね、先ほどの議案のときに聞いてもよかったんですが、減収補填債の交付税措置分は、今説明の令和3年度に、通常の交付税の中にインクルードされて、計上されているのでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

国と地方で折半して交付されるということでございます。交付税の中に含まれているというもので、私どもは理解しております。借入額としましては8億9600万ということでございます。

○古橋智樹委員

今年度の計上の中に入っているんですかということをお尋ねしたんですが。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

令和2年度分の分ということでございます。令和2年度分につきましては、元利償還分、理論償還で20年分、20年度にわたりまして理論算入されますので、前年度の20分の1に当たりますかね、その分が交付税に理論算入されている、含まれているということで理解いただきたいと思います。

○古橋智樹委員

75%を20分割して、3年度に計上されているということでもよろしかったですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

100%算入でございますので。

○古橋智樹委員

違う。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

失礼しました。減収補填債ということですね。私、すみません、臨時財政対策債の回答をしてしまいました。

普通交付税措置につきましては充当率100%で、元利償還の75%の基準財政需要額に算入ということになってございます。大変失礼いたしました。訂正させていただきます。

○古橋智樹委員

それは、私が初めにそうお尋ねしたんですけれども、それが2年度の補正で上げたものが、2年度にすぐ交付税措置されるとは考えにくいので、3年度に含まれているんですかということを確認させていただきました。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

3年度から交付税措置されるということではございます。失礼いたしました。

○古橋智樹委員

では、その20分割ということではないわけですよ。金額的にはまだ5200万の75%でしょうから。

それで、12款の公債費、聞いていいんですよ。支出の歳出のほうですが、金額、増減比のほう、元金、利息ともに減っているんですけれども、これは償還ピークがピークではなくなったということとは思えないので、いろいろ財政指数とか、そういう部分をもくろんでの返還金の調整なのかなというふうに察するんですが、特段、借換えなどをやって積極的に抑えているということは役所としてはないと思うので、そのあたりを確認の意味でご説明いただければと思うんですが。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

私ども、今手元に持っている資料といたしましては、30年度からとあと市債の現在高の推移で、償還元金を見ていただきますと、一般会計で平成29年度、19億8939万4000円でございます。こちらの償還のピークが、令和元年度、21億1147万5000円でございます。令和2年、令和3年度と減額となっております。今回の令和3年度の予算では、こちら計上してありますように、19億1855万円ということでございます。そのような形で、ここ4年間、5年間の中では、元年度がピークで下がってきているというような状況であります。

○古橋智樹委員

一応、一つの山を越えた状況ではありますが、今後、事業化が進んでいく形の中では、また増える形に転じるということもあり得ると理解しておいてよろしいんでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

普通会計の長期見通しを立てさせていただいておりますけれども、そのような中で、事業が今後増加が見込まれるものもございます。でありますので、それに応じまして、償還につきましては変化があるということをご理解いただきたいと思います。

○設楽健夫委員

予算書の40ページ。

これ、冒頭、矢口委員が話した内容とも重なるのかちょっと分かりませんが、複合交流拠点施設基本設計及び測量調査等業務委託4672万円という項目がありますけれども、これは、一般質問等の回答では、施設の坪数だとか、あと具体的なものについてはまだ決まっていない、これからだという話が答弁にありました。ただ、ここには交流拠点基本設計、これ具体的に基本設計料をここまで4672万というふうに算出するからには、具体的なものの資料があると思うんですけれども、この点については、庁議等を含めて議論されたことはないんですか。あるいは、その提出されている資料を、議会にも提出していただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

全員協議会のお示しをさせていただきました資料はございます。そちらにつきましては示させていただいていると思います。今回の予算につきましては、基本設計と測量調査を実施する業務委託の分を計上させていただいている内容でございます。

○設楽健夫委員

質問答弁の中では、決まっていない、これからだということだったんですよね。ここを出している4672万の仕様書といますか、それを出していただけますか。

〔俺、要求したのはどうなっているんだよ〕と呼ぶ者あり〕

○設楽健夫委員

そうだね。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。〔午後 3時18分〕

○川村成二委員長

会議を再開いたします。〔午後 3時31分〕

ただいま、複合交流拠点に関連した質疑について答の整理ができませんので、2日目、月曜日の都市整備課の審査のときに、一緒に政策経営課も含めて審議するという形で進めていきたいと思います。また、配布できる資料につきましては、事前に配布していただくように執行部は対応をお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

資料等準備させていただきまして、月曜日に説明をさせていただきたいと存じます。

○佐藤文雄委員

スマートインターチェンジの実施計画策定業務委託についてなんですが、私も議案審査並びに一般質問でもお話ししましたように、まず、設置検討業務委託が、740万でオリエンタルコンサルタンツが受注しましたよね。その次は、令和2年度に予算計上したら1046万1000円、これで随意契約をしたと。今度は、あれ、また実施計画策定業務委託、何かほとんど名前が同じなのが1019万7000円というのを計上されているでしょう。これ全体像が分からないよね。こう質問したら、いや距離はまだお示しできません。お示しできないのばかりの中で、こういう予算書を出してくるというのは、これ我々としては、議会を無視しているというふうに思うんですよ。だって、これ根拠が分からないじゃないですか。何か設計委託、設計委託、もう3回連続してこんな設計委託しているんですよ。これ全体像見せてくださいよ、全体像を。これスマートじゃないよ。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

私どもといたしましては、国の準備段階調査のための設計を委託してございます。毎年、毎年、国の相談会というところに申出まして、スマートインターチェンジの準備段階調査の採択をお願いをしているわけでございますけれども、その準備段階調査をするために必要とされる調査でございますので、計上させていただいているところでございます。

○佐藤文雄委員

だって、もうほとんど出来上がっているわけでしょう。後は折衝するというか、国交省なり、採択受けるなり、東日本ネクスコ、そういうところとの話じゃないですか。何も設計なんか業務なんか委託なんかしなくたっていいですよ、こんなのは。自分らでどう努力するかでしょうよ。どれだけ、じゃ、前の実施計画業務委託、もうこれきちっと情報公開しなきゃだめですよ、そうしたら。そうしなければ前に進まないですよ。だって、当たり前じゃないですか、もうこれだけお金かけているんですよ。総務委員会でもこれを去年の5月14日だったかな、議論していましたがけれどもね。ちゃんと、きちっとしたものとして生かすよというふうに言っているよ。これが生かされたんじゃないですか、1000万でもう既に。今、それでまた1000万というのが分からない。だったら、その積算根拠を出し

てよ。この積算根拠、どこにどういうふうにお金をかけていくのか、いかがですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

スマートインターチェンジの予備修正設計、またアクセス道路の予備修正設計等々、国にいきますと、国とネクスコのほうで調整が入ってまいります。それのご意見を頂きまして、修正をして、毎年、提出をさせていただいているところであります。

先ほどの最初にやりましたように、国のほうに、赤羽大臣のほうの要望も行かせていただいております。今回も市長自らが、直接、大臣及び国交省のほうに出向いて要望活動をしていただく予定でしたが、コロナ禍の中で、国土交通省から面会ができないということでいただいておりますので、今年度中の要望はちょっと難しい状況になってございますが、国、県、ネクスコ、または県警も絡んでおりますので、そういったところの関係機関に、また要望あるいは勉強会等、さらには打合せに入りまして、実現できるように努力してまいりたいと考えております。よろしく願いいたします。

○佐藤文雄委員

いや、だからごめんね、質問に答えていない。ちゃんと言いました、つまり、私が言ったのは、積算根拠が明確じゃないよと言ったんですよ。もう既に1000万もかけて、実施計画業務委託をやっているわけですよ、もう成果品が出ているわけ。どこにどういう欠点があって、どう補正するのか、そういう見積りが必要なんじゃないですか。それに基づいた積算があってしかるべきだと言ったんですよ。どう交渉するかだとか、そんなことは言っていないですよ。だから、こんな委託なんかしなくたって、今言ったように、どんどん交渉するということであれば委託はしなくてもいい、お金をかけなかったら痛くもかゆくもないということです。ですから、その設計根拠、積算根拠を示してくださいと言っているんですよ。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

過日、佐藤委員の資料請求に応じまして提出させていただいたように、かなりのボリュームの報告書を御覧いただいたかと思うんですが、ネクスコとか、国交省のほうとその相談会というものに参加して、その時々、やはり諸事情変わってきている部分もあるということで、指摘事項がございます。

具体的には、進入の角度ですとか、またどういった位置にインターの機械を設置するとか、こういったものが相談会の中で指摘があります。そうすると、設計を変更して、縦横断図をつくり替えたり、いろんなことが生じてきまして、ああいうような分厚い設計書になっていきます。そうすると、やはり専門的な知識を持った人が従事した設計業務、去年なんかは交差点協議を必要とされましたので、そういった協議をする際の図面を作成したり、そういうようなものが生じてございます。

そういう意味では、今までの経験値として、必要となったぐらいの業務ボリュームでの見積りを徴して、こういう金額を上げてございますので、これが、全然指摘もなくそのままだとおっしゃるように、そういうふうによくいくようですと、ここまでの費用は必要とならないのかもしれないけれども、経験値として積み重ねてきたので、やはりかなりその前の年と同じようでもいいというわけにはいかない部分がありましたので、そういった中で修正にかかる費用ということです。それが、実施計画書という形で提出しておりますので、実施計画の策定の業務委託という名称になってございます。

○佐藤文雄委員

そういう言葉で言うんじゃないくて、実際に、私が資料請求して分厚いものもらいましたよね。あれは、スマートインターチェンジの設置検討業務委託の資料ですよ。だって、まだスマートインターチェンジの実実施計画業務委託は、成果品出来ていないんだから。それもまた分厚い資料になるかもしれないけれどもね。比較検討ができないんですよ、今言ったように、コンサルが言っているのか、あな

たが勝手に言っているのか分からないけれども、そういう設計、ここがこうこうこうだよという、それが違っているよと、違う設計をしなきゃいけない、変更しなきゃいけないというのを全部比較検討できないじゃないですか、私たちは。ただ、委託だ、委託だと言ったって、その比較検討できなければ、全体構造が分からなければ難しいんじゃないですか。どこがどういうふうに違って、それで、ここを設計を委託を変更しなければいけないと、だから改めてやるんだというのを、全体が分かんなければできないでしょう、これ、そういう意味なんですよ、私が言っているのは。どうですか、ちゃんと出してもらえる。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

私が勝手に言っているということはないです。それはあの……

「だったら資料を出せよ」と呼ぶ者あり]

○市長公室長（小松塚隆雄君）

出せよと言われても、ネクスコは、ネクスコと国交省でございますけれども、このコンサルがそちらとも、私らも当然指示は出しますけれども接触をして、いろんなやり取りの中で必要な修正というのが指示をされたり、把握をした中で修正を加えていきます。ですので、この点について修正を加えるというのを分かってから予算を頂戴するような形になると、もう1年遅れになってしまいますから、相談会に参加をして、指摘された事項を修正して、再度その交渉事に当たっていくと、こういうような段取りとなっていますので、昨年度並みのこれまでの経験値として、指摘事項があったときに修正を加えなければならないボリュームというのを想定して見積りを徴しておりますので、明確にこの事項をこれだけ修正するという積算とはなっておりません。そういうような業務の委託ということで、ご理解をいただければと思います。

○佐藤文雄委員

時間がないから、これ以上言っても堂々巡りになっちゃうけれども、ちゃんと今言った理由を言っているわけですから、そういうミスマッチというか、不完全というか、要求されたということがずらっとあれば、その分をちゃんと整理して、その分を業務委託していますよという対照表でもつくってよ、じゃ。そうしないと分からないよ、今、言葉だけで言っているじゃないですか。ちゃんとデータ的に、ちゃんと評価対照しなければ分からないんですよ。何でも数字なんですよ、予算というのは、根拠なんですよ、根拠がなければ駄目だっていうことなんです。ちゃんと出すように、委員長、求めたいと思います。委員長。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

本年度の実績として、その相談会で指摘を受けた事項、それに基づいて様々な実施計画の見直しを加えた事項等をお示しすることによってよろしいでしょうか、そういう形で用意はしたいと思います。

○佐藤文雄委員

取りあえず、見させてもらってから判断します。

○宮嶋 謙委員

すみません、関連で、この事業のまず総額ですね、どれぐらいかけるつもりでいるのか、それで準備段階での採択になるまで、永遠に言い値でお金を毎年出し続けていけるのかという不安があるわけです。ですから、これまで、スマートインターチェンジが各地で採択されて実現されているわけでしょうから、当市でも、こういう段階で、段階ごとにこういうお金が必要になって、いついつこうなるまでには、毎年こういうお金がかかりますよということの全体像を、お金が、細目ができるようなものを出していただかないと、毎年、予算でも決算でもそうですけれども、予定通りいっているのか、

っていないのかというのが、これでは審議できないですね。ですから、そういう全体、いつ、何に、幾らかけるのかという書類を、至急出していただきたいんですけどもいかがでしょう。

○市長公室長（小松塚隆雄君）

一般質問のときには、私、ちょっとお答えしたほうがよかったかなと思った数字が一つあるんですけども、一つこういうような形でパーキングエリアを利用してスマートインターチェンジをつくるということに関して、国が採択をする、その準備段階調整に入るときの目安としては20億円程度という数字がございます。

で、そのうちネクスコの持分ですとか、市が市道整備として要する費用とか、その辺の内訳というのは、先ほど申し上げましたようなやり取りの中で動きが出てくるところがございますので、そういう市の持分というところについては、ネクスコ等との関係性もあってお答えできないということなんですけれども、全体の事業費としては、そういうところで20億円程度という中で進めているということをお求められているところでございます。

○設楽健夫委員

宮嶋議員の関連になりますけれども、どうも分からないのは、今の局面というのは、先ほど公室長も国が準備段階調査を開始するか否かという、そういう決定をいただくために様々な準備資料を準備しているのかどうかね。

このスマートインターチェンジを実現していくには、この箇所を準備段階調査、これが採択される。その次には何があるのか、その次には何があるのか。そういうこれ以降のステップアップじゃないですけども、段階的な見取図を提示してもらいたいんですね。

そこに向けて、前回の報告書があったと、修正が入ってまた調査報告書が入っていると。それは、あくまでも国の準備段階調査決定を得るために、様々な今アプローチと金を使っていると。そういうふうに理解していいのかも含めて、ちょっと整理したものを出していただきたいなど。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在、国の準備段階調査の採択に向けた委託をお願いをしております。

○川村成二委員長

執行部に申し上げます。

今、3名の方の質問は分かりやすい資料を提出いただきたいというのが要求ですので、今ここで答弁されても、それに対してどう理解していいのかというのがなかなか難しいものがありますので、3名の方が発言された内容を踏まえて、年次別、あるいはスケジュール等を踏まえた金額も含めて分かるものを準備いただくことは可能でしょうか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

大変失礼いたしました。

準備段階調査に向けました一般的なスケジュールが示されているものがございますので、そちらをご提出させていただきたいと存じます。お時間を少しいただきたいと思います。

○宮嶋 謙委員

竣工までのスケジュールにしてください。

○川村成二委員長

それでは、本件につきましては、先ほどの複合交流拠点の審議と同じように、2日目の都市整備のときに、政策経営課に同席していただきますので、そのときに審議するというところでよろしいでしょうか。

それでは、そのほか政策経営課で何かございましたら。

○矢口龍人委員

千代田神立ラインについて何ですけれども、これ去年増便しましたよね。それで今年はどうなのか。説明いただけますか。便数について。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

昨年増便させていただきました、昨年と同じ便数で今年は運行する予定でございます。

○川村成二委員長

執行部に申し上げます。

昨年、あるいは今年という発言をされますと、会議録上整理が難しくなりますので、具体的な年度で発言をするようお願いいたします。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

令和2年度に増便をさせていただきましたので、令和3年度も同じ便数で運行させていただきます。

○矢口龍人委員

同じ便数の割に予算額がちょっと違うんですけれども、これはどういうわけですか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時55分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時56分]

○政策経営課長（槌田浩幸君）

大変失礼いたしました。

公共交通会議の負担金でありますけれども、5474万4000円の計上でございます。前年度より777万3000円の減額ということでございまして。この中身といたしましては、デマンド型乗り合いタクシー、霞ヶ浦広域バス、高齢者運転免許自主返納制度等への負担金も含まれておりますので、千代田神立ラインだけの減ということではございませんので、ご理解いただきたいと存じます。

○矢口龍人委員

それで、この年間の延べ利用者数を、9,600と言うような目標を立てているようですけれども、これこんなに少ない目標なんですか。目標というのはもっとこう高く取るべきだと思うんですけれども。これ1日1台にこれ何人乗っているんですか、これ。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

今、ちょっと資料を出しますので少々お待ちください。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 3時57分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 3時58分]

答弁を求めます。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

千代田神立ラインの実績でございますけれども、令和元年10月から始まりまして3,800人、半年間で3,871名のご乗車がございました。令和2年度につきましては、現在令和元年度の数値を多少増加しているように報告がございまして、令和2年度の決算までできておりませんので、ご報告できませんけれども、この述べ利用者数を増やしていきたいと考えているところでございます。

○矢口龍人委員

これ本当に、バス私も、うちの周りも回っていますからよく見るんですが、ほとんど乗っていない状態なんですよ。これ何とかして乗車してもらえるような策を講じるべきだと思うんですよ。

だから、私、便数増やすときにもご意見申し上げたんですけども、増やすよりは減らした方がいいんじゃないんですかというお話をしたと思うんですけども。これ、やはり契約云々でもって、なかなか減らしたり何だりというのはできないんですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

地域公共交通計画におきまして、令和3年度におきましてルートの変更も考えていくということで考えてございます。

今、おっしゃりましたように、乗車人数が少ないところよりも、乗るところを今探しておりますので、そちらのところのルートを変更するような形で、乗車数を増やしていきたいと考えてございます。

また、この千代田神立ラインにおきまして、市街地循環を回しました理由といたしましては、駅から始まりまして、それぞれの医院や診療所等を通して、市街地を循環し利用者を増やしていきたいという考えの下、循環をさせたものでございます。

また、駅から協同病院への利用もあるということで、協同病院行きのラインもラインとして運行しているという状況でございます。

今、先ほどの繰り返しになりますが、乗車数が少ないところを別なところの乗車ができるところのラインへ変更を考えているところでございます。

○矢口龍人委員

そうしますと、それは令和3年度中に、そういう会議というか、ルートを変更するとか、便数を変えんとかということ、この令和3年度中に実施する予定なんですか。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

先般、お示しをさせていただいております市地域公共交通計画におきまして、令和3年度に新たな運行ルートを策定するという、変更を考えるということでございます。

令和3年度中にルートの変更を策定しまして、令和4年度からの運行変更というふうなことで考えてございます。

○矢口龍人委員

先ほどお聞きしたのが1件ね、答弁もらってないんですけども。これ、このバスをやめると言った場合に、例えばこの関鉄グリーンバスとの契約等はどういうふうになるんですか。どういうふうになっているんですか。今現在。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

関鉄グリーンバスとの委託につきましては、各年各年、毎年度の委託でございます。

ただ、やめると言いますと、現在利用されている方もいらっしゃいますので、そういったお客様のためにも、すぐにやめるといふわけにはいかないと思われるところがございまして、ルートを変更して運行していきたいというふうにご検討をさせていただきます。

○矢口龍人委員

いや、ただね、あまりにも一人当たりにかかるコストがかかり過ぎているんじゃないかなと。ただでタクシー頼んでやったほうが安いんじゃないかなと思うんですよ。これこういう人数では。

ですから、その辺のところね、デマンドタクシーを残したんだから、その辺のところとうまく兼ね合いさせて、申し訳ないけれども無駄なものであれば、今度省いていっていただきたいというふうに

要望させてもらって終わります。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

現在、経費がかかっているということですので、運賃収入を上げるべく目標も掲げておりますので、そちらの方向に向けますように努力してまいります。

○宮嶋 謙委員

通学定期購入助成事業ですが、前にも質問させていただきましたけれども、通勤の定期の助成であれば移住・定住促進に結びつくと思うんですが、この通学定期券ということになると、就職が東京ですとか遠くになれば、当然ながら遠くにお住まいになっちゃうということになりますのでね。この目的達成の役に立っていないと思うんですけれども。これは実際、通勤定期代を助成した人が何人これまでいて、何人この市外から通っているか、その辺のデータがあれば教えてください。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

令和元年度で 254 名、令和 2 年度におきましては、大学等の自宅学習が多かったということで 111 名の現在利用をしていただくことで進めてございます。

また、この利用をしていただいている方に対しまして調査をしてございまして、県内で就職という方が 36%いるようでございます。就職先といたしまして、県内のほかには東京、埼玉というようなことも挙げられているところでございます。

○宮嶋 謙委員

要は、お尋ねしたのは、実際にこの助成を受けて、就職した方が、市内にとどまったのか、この助成のおかげでとどまったのかどうかという効果を知りたいんですね。そういうデータがあるかどうかお伺いしています。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

実際にとどまったかどうかまでの調査はいたしてございませんので、資料としてはございません。

○宮嶋 謙委員

ここの資料にも、目的としては若い世代の転出抑制と本市への定住促進とあるんですけれども、その下の期待される効果になると、保護者の負担軽減と教育機会の均等って、目的と効果が全然合っていないんですね。だから目的達成のために効果設定もおかしいし、ちぐはぐですよ。

だから、もし教育機会の均等であれば、例えば高校の入学助成とか、あるいは学費の助成とか、もっとストレートな助成の仕方があるし、もし市内の定住促進であれば通勤の方にとどまっていたかどうかというのがストレートで結びつく政策だと思うんですよ。

だからこれは、効果が測定できないものにお金を毎年注ぎ込んでいる、それが続いている状況にあると思うので、ぜひともここで立ち止まって再検討していただきたいと思うんですけれども、いかがでしょう。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

この通学定期の助成事業でありますけれども、大学の進学時に県外に行ってしまうということが見受けられるということでありまして、そういうことがないようにということで始まったものでございます。

その通学が終わったあとに、市・県内にとどまっていたことが一番いいことであるというふうには私どもは考えておりますけれども、なかなかそうもいかないということもあろうかと思えます。結果としてアンケート調査をしておりますが、そういったデータも県外への就職もあるということでございますので、一応大学に入るときに県外に行かない、市から通っていただくということを前提とし

た通学定期を継続させていただきたいと考えております。

○宮嶋 謙委員

これ確か、ニシヤマ理事がお見えになったときに、人口の動態調査なんかをやっていたら、そのときの経過から始まった政策だと思うんですけども、当時から言われていたのは、大学入学と同時に下宿が始まって、そのまま若い人が帰ってこないんだというふうなことで、それを何とかしようというような話だったかと思うんですけども。

現実問題としては、大学で出てきて戻ってこない、それが原因ではなくて、近くに職場がないということが原因なんですよ。どう考えても。だから、そこが解決できないということであれば、遠くのところにお勤めになる方が多いわけですから、この施策をやったって全然引き止めにはならないと思いますよ。

ですから、もし教育に振るんであれば、それに則した施策に切替える、定住にあくまでも促進するというのであれば、それにストレートに響く施策に切替えるということが必要だと思います。

いかがでしょう。

○政策経営課長（槌田浩幸君）

この一つだけを取り出させて要・不要ということよりも、様々な施策をかすみがうら市としましては実施をいたしまして、ほかの市町村へ、あるいは県外へ出ていかない施策を考えてございます。

まずは、この大学進学時に市外へ出ていってしまうと、県外へ出ていってしまうというのを抑えるような形での施策として、通学の定期券の購入助成を実施しているものでございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは、政策経営課についてはまだ審議が続きますので、この程度に今日はとどめて月曜日のときに審議の継続をさせていただきたいと思っております。

それでは、続いて説明を求めます。

説明は、簡潔にお願いいたします。

○情報広報課長（齋藤裕之君）

それでは、情報広報課所管分のご説明をさせていただきます。

歳入につきましてでございますが、予算書の17ページをご覧ください。

予算書17ページの下の方でございます。

15款2項1目1節、上から2番目の社会保障番号制度システム整備費補助金でございます。106万4000円でございます。これは地方自治体が国のセンターに設置している個人番号管理用の中間サーバーの維持管理費の補助金でございます。これは国費措置分でございます。

続いて、26ページをお願いいたします。

広報かすみがうら広告掲載料として84万円。その下のホームページバナー広告料として36万円の計上をさせていただきました。これは毎月発行しています広報紙とお知らせ版、さらには市のホームページにおける民間業者からのバナー広告の掲載料でございます。収入については、このコロナ禍の関係もありまして同額の計上とさせていただいております。

次に、歳出についてご説明させていただきます。

35ページになります。

2項総務費1項2目広聴広報費で説明欄の10番の広報事業の制作でございます。

事業内容としましては、広報お知らせ版を毎月5日に、広報紙の広報かすみがうらを20日に定期発行している事業でございます。令和3年1月号からリニューアルをしまして、ページ数も16ページから20ページに増やして読みやすく分かりやすい広報づくりに力を入れております。

前年度と比較しまして1万8000円の減で、ほぼ同額の予算になっておりますが、主な相違としましては、12節での昨年度ウェブアクセシビリティ修正と検証試験の委託料として87万2000円と広報紙等の自動翻訳ソフト操作の研修講習費5万5000円を計上させていただいておりましたが、これらが終了しましたので、平成3年度はホームページのチャットボット構築業務委託として99万円を計上させていただきました。そのため、約同額の計上となりました。その他の費用については昨年とほぼ同額でございますので、割愛させていただきます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、情報広報課に対する質疑等がございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

それでは続いて説明を求めます。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

地域未来投資推進課、令和3年度の予算の説明を申し上げます。

まず、歳入についてですけれども、17ページをご覧くださいと思います。

15款国庫支出金2項国庫補助金の中の地方創生推進交付金、前年度比で119万3000円の減となっております。要因としましては、昨年までで水郷筑波・サイクリングによるまちづくりプロジェクト、筑波山・霞ヶ浦広域エリア観光連携促進事業、こちらの事業が令和2年度で終了することになりまして、新たに令和3年度よりサイクリングによる地域活性化プロジェクトということで再スタートする事業の分として計上しております。

歳出につきましては、サイクリングに関わる予算となりますので、観光課の所管で歳出のほうで説明があるかと思っております。

続きまして、その下の段の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちら国の3次交付金として交付されることを見込みまして予算化しております。

歳出につきましては、それぞれの課のほうで説明があるかと思っております。

続きまして、歳出についての説明に移りたいと思います。

概要説明書6ページをご覧くださいと思います。

中小企業対策事業政策事業ですけれども、こちらの委託料が59万4000円の増ということになっております。こちらにつきましては令和3年度事業の概要の欄の中段にあります就労支援企業情報発信サイト構築業務ということを新たに計上しております。

こちら市内の企業をPRするホームページの構築、それと維持管理費の合計となっております。

そのほかに、18負担金、補助金及び交付金ですけれども、こちら620万増額となっておりますが、主な要因としましては、ただいまの概要説明欄の新しいビジネススタイル構築支援ということで、新規事業として400万円ほど増額ということで計上させていただいております。

内容につきましては、今年度、令和2年度臨時交付金を活用しました新しい生活様式に対応したビジネスモデル事業というものがあまして、その事業の中から感染症対策というような補助をしておりましたが、こちらを除き、新たなビジネススタイルとそれからテレワーク、それから新商品開発というような企業さん向けの支援事業として新たに組みなおして新規事業として実施するものです。

また、20の貸付金ですけれども、こちら金融機関への貸付金として計上しているものでございます。保証協会からの割振額が減ったために100万円ほど減額しております。

続きまして、7ページをご覧いただきたいと思います。

商工振興事業政策でございますけれども、こちらの負担金、補助金及び交付金につきまして、305万円ほど増額となっております。要因としましては概要欄にあります住宅リフォーム補助金が令和2年度500万円としていたところ、令和3年度に300万円を上乗せしまして、実施するというもので増額しております。

続きまして、8ページをご覧いただきたいと思います。

企業立地促進事業ですけれども、こちらにつきまして令和2年度比で1569万6000の減ということになっております。

こちらにつきましては、栗田アルミ工業さんの助成金が令和2年度で終了するということになりましたので、そのための減額となっております。

続きまして、9ページをご覧いただきたいと思います。

地域ポイント推進事業ですけれども、こちら委託料のほうが、192万5000円ほど減額となっております。こちらのポイントシステムですけれども、やはり対応する事業者の普及が進まず、委託料といえますか、維持管理にかかる費用が毎年かかっていたものとして、かなり利用が普及が進まなかったというような事業でありましたので、令和3年度に9月末までにポイントの利用を停止しまして、10月中までの清算ということでそのために維持管理費が192万5000円減っているということです。ポイントシステムの今回のこの事業については、10月以降廃止するというような内容となっております。

続きまして、10ページをご覧いただきたいと思います。

創業支援事業ですけれども、こちら負担金、補助金、交付金につきまして350万円ほど増額となっております。こちらの事業ですけれども、令和2年度にスタートアップ創業支援等事業ということで新たにスタートしておる事業でございます。

本年度150万円ほど予算化しておりまして、こちらのほうの現在3社150万円の支出が行われておりまして、問合せも年度内にかなり多くあるということもありましたので、令和3年度につきましては増額して実施するということを考えております。

続きまして、11ページをご覧いただきたいと思います。

ふるさと応援事業ですけれども、こちらについては、さとふるに委託している事業でございます。報償費が405万5000円の増、それと委託料が149万5000円の増ということです。こちらにつきましては令和2年9月現在で令和元年度比、このふるさと納税に関する事業の伸び率が1.89倍ということで大幅に伸びております。

その実績に基づきまして、それに伴う返礼品であるとか、委託料の増額ということを計上しております。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは地域未来投資推進課に対する質疑等がございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

新しいビジネスモデル構築支援事業の100万円ですが、これは申込件数が20件というふうになっておりますが、これは一応市場調査とかマーケティングリサーチをやった結果で、これ20件としていると思うんですが、例えばどういうところなのか具体的に分かれば教えてください。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

今年度実施しております新しい生活様式に対応したビジネスモデル、ちょっと名前のほうが似通っていますけれども、こちらの実績が新たなビジネスモデルで12件、それからテレワークが3件ということで15件ほど実績がございます。それに新商品開発の5件と見込みまして20件というような積算になっております。

○佐藤文雄委員

だから、例えばどういう事業者なんだろうかといいところなんですよ。数は今分かりました。15ある、それからプラス5を見込んでいるというのは分かりましたが、どういうものなのか、ちょっとイメージが分からないものですから。どういう事業所なのか。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

今年度の実績からしますと、やはり新しいビジネススタイル構築支援事業と言いますのは、やはり新しい生活様式に対応したものということで、リモートワークですとか、ジョブローテーションとか、またまたECサイトを立ち上げて対面ではなくてインターネットを通じたビジネスを立ち上げるとか、そういったものが、まず新しいビジネススタイル構築ということになります。

それから新商品開発というのは、新たに落ち込んだ経済の中でも、新たな商品開発をして販路拡大したいというような事業者さんの新規開発の商品に関する補助ということで考えてはおります。

事業者としましてはいろいろおりまして、IT関連の会社の事業者さんであるとか、まあもちろん食品関係の方ですとか、それは市内にもろもろいろいろあると思うんですけれども、そういった事業者からのいろいろな要望もありましたので計上しております。

○佐藤文雄委員

いや、実績があるわけだから、実績があるわけでしょ。その実績で、どういう業者が例えばこういうところだよということを教えてほしいんですよ。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

詳しくは、全て今手元に資料がないものですから、覚えている範囲になるかと思っておりますけれども。まずIT関連の事業者さんに関しては、自宅でいろいろリモートで社員同士のコミュニケーションを取りながら事業を進めているというのが新しいビジネスモデル。それからテレワーク環境とか、そういった事業になるかと思っております。

また、新商品開発については、先ほど申し上げたとおりでございます。

○佐藤文雄委員

住宅リフォーム助成制度500万円から800万円にしましたけれども、これは観光商工課のほうで話を聞けばいいんでしょうかね。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

令和2年度より、こちらの住宅リフォーム補助金につきましては私どもの業務に移管となっておりますので、私のほうでお答えしたいと思います。

○佐藤文雄委員

これは、かなりの実績が500万円では、もうすぐ7月、8月に到達してしまっていると。で千代田

も霞ヶ浦地区も同等ぐらいで推移しているというふうには聞いておりますが、つまり4月から8月ぐらいでもう500万円に達しているという、そういう結果で800万円にしたんですか。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

令和2年度の実績で申しますと、約6月をもって、ほぼほぼ受付を終了しております。その後、月3回から4回ぐらいの利用できないかというような問合せもいただいて現在に至っているということです。残り9か月、3.5件の問合わせですから31.5回と見まして、約30件ほど要望があるのではないかというような見込みを立てまして、10万円掛ける30件で300万円の増加となっております。

○矢口龍人委員

この企業立地促進事業なんですけれども、かすみがうら市内の工場立地する土地なんですけれども、そのライフラインが整備されていないために、企業招致しようと思っても嫌われちゃうんですね。そうすると、よその県の公社とか、それから圏央道の周りのエリア等は、もうライフラインからもう何から全部出来上がっている状態なので、全然そのレベルが違うんですね。

こういうふうに予算化されておりますけれども、その辺のところはどういうふうにお考えなのか、お聞かせいただけますか。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

この企業立地優遇制度なんですけれども、まず設備投資に関しまして、その金額を助成するというもののほかに、整地整備、インフラ整備ということで、助成金を出しております。

それで、先ほど議員さんおっしゃいましたように、その工業団地としてのインフラが脆弱性があるというようなところを補完する意味で、こちらのインフラ整備の助成金のほうで対応するというような制度を設けております。

○矢口龍人委員

このインフラ制度の助成というのはどの程度見ていらっしゃるんですか。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

整備額の25%、1億円を限度ということで助成するということが取扱いとしております。

○矢口龍人委員

そうすると残りは企業持ちということなんでしょうけれども、そういう条件で企業が来てくれないんですね。はっきり申し上げて。地元にいる企業ならば入るかもしれないですけどもね。大体その道路、進入路がないとかね。それから上下水道がない。その設備だけで大変な額かかるんですってね。ですから、今おっしゃった25%程度の補助金もらっても、なかなか企業誘致っていうのは難しいと思うんですね。いかがでしょうか。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

議員おっしゃっていますように、インフラが脆弱性などところがあるというようなところですけども。私のこれは、ここ数年の経験から申しますと、企業立地のそういった意向と言うのはかなり強いような状況で、こちらの立地助成金を使って立地するという企業さんについても、毎年、数社お問合せがありまして、実際に立地しているというような状況がありますので、あまり人気がないと言いますか、立地する意向がそれによって懸念されているようなことは感覚的には受けておりません。

来年度、令和3年度につきましても新規で加茂工業団地に2社ほど立地するような予算ぶりになっておりますので、人気がないというよりも逆に立地する意向がかなり強い状況であると思います。

また、そうしましてもどうしても土地の不足ですとか、そういったものは今後考えられると思いま

すので、そちらについては、以前実施しました工業団地の可能性調査、そういったものを参考にしながら、今県に働きかけを行いながら、新たな場所への選定と言いますか、企業の誘致に対しても運動をしているところでございます。

○矢口龍人委員

西山工業団地ですか。あの神鋼ノースなんかがあるところは。西山ですよ、あそこはね。向原ですか。向原工業団地の神鋼ノースと土浦の行政境がすぐ隣なんですよね。そうすると、その先までは太い道路がどーんと北インターから伸びてきているんですよ。かすみがうら市側からも、すぐ行政境まで大した距離がないで、その北インターまで行ける道路ができると思うので、その辺の利便性を考えた整備というのはどうなんですか。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

立地可能性調査の中でも、向原のオートリブ西側辺りですかね、そちら側から常磐道にかけての土地、空いている土地がかなりありまして、そこが立地可能性調査の中でも一番適地ということで出ておりますので、それについても県の、例えば開発公社と連携をしながら、企業立地したい企業さんの運動であるとか、そういったところを連携をしまして、県の開発公社のほうでもそういった話があるのであれば、ぜひマッチングして開発のほうもというように話も少しいただいておりますので。話が進むようであればそういった土地を紹介しながら今後動いてはいきたいと考えております。

○矢口龍人委員

スマートインターをね、今一生懸命造ろうとしていますけれども、その地区から北インターまでね、大した距離ないんですよ。ですから、そっちを造ったほうがよっぽど安上がりで、利便性もよくなると思うんですよ。

ですから、立地の担当として、ぜひそっちのほうに向けるようにお話していただきたいなというふうに思います。これは要望しておきます。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

ただいまの点についても考慮しまして、今後の企業立地活動に役立てていきたいと思っております。

○宮嶋 謙委員

地域ポイント推進事業は残念ながら来年度半ばで撤退というご説明がありましたけれども、市内の電子マネーですとか、それと民間のポイント事業等ありますよね。そういったものへの移行と言いますかね。例えば市内のお店で何かお買物すると、ポイントが追加で付加されるとか、そういったものへ移行するというようなお考えはいかがでしょうか。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

地域ポイント制度開始当時と比べまして、現在は民間のほうで各種電子マネー、ポイントサービスが増加しております。そうした中、市が単独でやっております地域ポイント制度の普及は難しいというようなことがますます考えられるというところが、今回、取りやめの決断をした次第ですけれども。

また、それらのサービスと現状の市が実施しております地域ポイント制度を統合するというようなことも一つの案かなということで考えておりますが、それにしてもシステムの改修がまた膨大になってしまって現実的ではないというのが現状です。

今後は、民間事業者の電子マネーサービスの上乗せの連携であるとか、あと令和3年度よりマイナンバーカードを利用しましたキャッシュレス決済で使えるポイントを付与できる仕組みが創設されるというような国の発表がありました。

これは国が実施しましたマイナポイントの自治体版というようなものでして、この仕組みを自治体

が活用するというようなことも考えられますので、今後はそうした動きを注視しながらポイント事業についても代替する策として何か考えられないかというのが可能性としては考えております。

○宮嶋 謙委員

せっかくね、普及のために汗水流して、営業に回っていただいた事実と言いますかもありますので、ぜひそれを無駄にしないように、新しい生活様式にマッチした消費喚起につなげていただきたいということが一つと。

それからお店にお金が落ちる仕組みを作ったとしても、そのお店の仕入れが外からだとやっぱり外に出ていってしまいますのでね。例えば、地域の農産物を扱うところは、その付与されるポイントが大きくなるとか、できるだけ地域の皆さんにお金がまわるような形につなげていただけるとよりいいのかなというふうに思いますので、これは要望ですけれども、ご検討よろしく願いいたします。

○地域未来投資推進課長（稲生政次君）

かすみがうら地域、地元で市民が稼いだお金が外に行ってしまうというのが一番の問題であるというのは、最初から指摘されております。それで、いろいろポイント事業とか、これまでやってきたという経過がありますので。

今委員がおっしゃったような内容につきましても、なるべく地元でお金が回るような仕掛けについても今後考えていきたいと思っております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。 [午後 4時39分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 4時46分]

次に、議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）のうち、特別定額給付金室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、特別定額給付金室から特に補足説明等はございませんか。

○参事（仲戸禎雄君）

それでは、議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）のうち、特別定額給付金室の所管につきましては、特別定額給付金事業の終了によります国庫負担金確定によります減額でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、特別定額給付金室に対する質疑等がございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

給付率というか、これはどうなっていますか。

○特別定額給付金室長（豊崎伴之君）

人口でまず申し上げます。

対象者が4万1499人おりました。そのうち給付者数は4万1308人でございます。

世帯で申し上げます。対象世帯が1万7563世帯。給付世帯が1万7403世帯でございます。

○佐藤文雄委員

いろいろ問題になっていたいわゆるDVによって、世帯主じゃないっていう方もいらっしゃるようには、全国的には聞いておりますが。このかすみがうらでは、この世帯の中でも何世帯になりますか。支給されていませんよね。こういうことについてはどのように分析というか、どのようになっているか分かったら教えてください。

○特別定額給付金室長（豊崎伴之君）

では、数字で持ち合わせているものでございますけれども、先ほど申し上げた数字のうち、22人、20世帯が住民登録のない方への給付でございまして、今おっしゃられたようなことで、当市に避難されているような方なども含めて支給をした数字でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

それでは質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）のうち、行財政改革公共施設等マネジメント推進室所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、行財政改革公共施設等マネジメント推進室から、特に補足説明等はございませんか。

○参事（仲戸禎雄君）

続きまして、議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）のうち、当室の所管につきましては、検査管財課所管の公有財産の売払収入がございましたことから、公共施設等整備基金に積み増しをするものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、行財政改革公共施設等マネジメント推進室に対する質疑等がございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算のうち、行財政改革公共施設等マネジメント推進室所管の歳入歳出に関する部分を議題といたします。

それでは、行財政改革公共施設等マネジメント推進室から特に補足説明等はございませんか。

○参事（仲戸禎雄君）

それでは、議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算当室に関します当初予算につきましては、室長であります豊崎企画監よりご説明申し上げます。

○企画監（豊崎伴之君）

それでは、政策事業の概要説明書12ページで説明をさせていただきます。

私ども所管の政策事業は、公有財産調整事業1事業でございます。

予算の動きとしましては、委託料について若干の昨年との変動がございます。令和3年度におきましては、令和4年3月をもって閉校となります千代田地区の廃校小学校及び新治児童館を含めまして、その活用の可能性のニーズ調査というものを実施してまいります。

以前、霞ヶ浦地区で実施した経過がございますけれども、今回は廃校、閉校になる前の段階から着手するというので、この社会情勢を踏まえまして、オンライン施設見学会などを開催いたしまして、そこで確認できたニーズなどを地域にお示ししながら、今後の対応を調整していくものでございます。

そのほか、予算としては計上されておられませんけれども、令和2年度からの繰越しとなっております旧下大津小学校の解体設計を進めますとともに、先般全員協議会でお示しさせていただきました個別施設計画、いわゆる実行計画の仕上げを年度始めに行ってまいります。

また、それを踏まえまして、公共施設の基本計画もそれに対応するように見直しの作業などを自前でやっていきたいと考えてございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、行財政改革公共施設等マネジメント推進室に対する質疑等がございましたら挙手の上ご発言をお願いいたします。

○矢口龍人委員

この千代田地区の廃校活用ニーズ調査なんですけれども、この公共施設として再利用するっていうものは、もうできているのかどうなのか。

○企画監（豊崎伴之君）

この調査では、公的な利用も含めて調査をするということでやってまいります。

○設楽健夫委員

この資料の千代田地区廃校活用ニーズ、旧下大津地区公民館の施設の利用についてね。これまでも霞ヶ浦地区の廃校利用のときに、公的利用というふうになるのかもしれないけれども、避難所と投票所、こういうものの調整はどこがやるのか。

ニーズ調査というふうに言っていますけれども、いまだに霞ヶ浦地区の投票所あるいは体育館の耐震工事は一切行われていませんよね。一切と言ったらあれですけども、ウエルネスとかそういうところがやっていますけれども。こういう点もやると言っているんだけど、その計画が出てこない。

避難所については、避難所マークから小学校が消えない。国政選挙含めて投票が始まると投票所として名前が出てくる。こういう全体としての都市計画と言いますか、その調整はどこがやっているんですか。

○企画監（豊崎伴之君）

ただいま、避難所と投票所というお話がございました。所管は総務部になります。私どもでは総務部では、ある施設、残る施設で考えていくから施設は施設として考えていってくれというようなことで、そちらはある施設を活用するというようなことで聞いております。

現状そういった利用もされているというのは、当然状況として分かっていますけれども、そこはあくまでも日常、何に使われている施設かというところに着目してやっているところでございます。

○設楽健夫委員

というのはね、総務のほうに、これ防災のほうにしる、総務の投票関係にしる、質問をすれば検討しますという形で帰ってくると。今の話では、避難所と投票所はある施設を使うと。ということは、既存の投票所とか、あるいは避難所について、今後どうしていくのか、地域のバランス考えてね。そういうものについては、コントロールするところはないということですか。

○企画監（豊崎伴之君）

今おっしゃられた避難所、あるいは投票所というのは、機能として持っているものでございます。

避難所、あるいは投票所という名前の公共施設はございませんので、機能としてこちらは見ているというようなことでございます。

○設楽健夫委員

あのね、台風がきたり、地震がきたり、駆け込む場所ですよ。それについてはね、機能として見ています、機能として認知するんであればハードはどうなるんですか。

○企画監（豊崎伴之君）

ですから、機能としては当然ハードも含まれますしソフトも含まれますので、そういった中で残っていく施設を活用して、その機能を確保していくということになるかと思います。

○設楽健夫委員

そんな馬鹿な話はないでしょう。投票所も避難所も施設としてここにいうね、地図にまで記載されているそういう施設が、それはあるものを使うんだと、なくなったらほかを探すんだと、そんな行政はないでしょう。

○企画監（豊崎伴之君）

繰り返しになりますけれども、その取扱いについては、どこを指定するかというのは、総務部の話になりますので、こちらではちょっとなかなか踏み込めないのかなと考えます。

○設楽健夫委員

そうであるならばね、総務のほうで指定している避難所、あるいは防災マップにも記載されている避難所、あるいは総務で指定する投票所、これについてはどういうところが使われているのかということFMは把握してね、残していくのか再編成していくのか、どちらかしかないというふうに思いますけれども。そういう手続、あるいはコントロールが必要になるんじゃないんですか。

○企画監（豊崎伴之君）

当然、先日説明しております個別施設計画、今まとめているところですがけれども、その中でも施設ごとの機能として、避難所に指定されているとか、投票所に使われているとかというのは押さえてやっています。

○設楽健夫委員

出島地区はね、FMの管轄に入って、各小学校の有効活用という形で様々なことが行われてきましたよ。しかしながらもう、草だらけになってね、屋上にまで草が生えてしまう、そういう状況でしょ。

学校は、漏電と漏水で元栓を全部閉めてしまう。使えない状態になってしまっているんです。千代田中学校区も霞ヶ浦地区でやったのと同じような手法で、使いものにならなくなるまで放置していく、あるいは先ほど言った避難所だとかね、投票所についてはどうしていくのかというのをしっかり決めて、そしてFMが動いていく。どちらかですよ、これ。

○企画監（豊崎伴之君）

まず、霞ヶ浦地区の廃校施設の現状ですけれども、言い方、ちょっと過ぎるかもしれませんが、ニーズがないというような判断なんだと思います。いまだに何件か問合せはありますけれども、なかなかマッチングできないというような状況で、老朽化がさらに進んでいる状況です。

そういった中で、市としては役割を終えた施設でございますので、解体あるいは更地化というものも検討していかなければならないというふうに考えています。

○設楽健夫委員

そしたら、責任の押し付けじゃないですか。志士庫小学校でもほかの業態が入ってこようとしていた。FMはそういう意味では失敗でしょ。ま、いや、もっとあるんだよ。牛渡もそうだよ。下大津小

学校もそうだよ。それと同じことが、ニーズがないからじゃないでしょう。だからニーズがないから、荒れ放題になっていくと。そういう認識ですか。

○企画監（豊崎伴之君）

ニーズがないという背景には、当然規制の問題であったりとか、公共施設だから立地できていたものの、それが、例えば市街化調整区域であるとか、そういったハードルがある。それから、物件として大きくて使いきれない、土地が広すぎる、あとはそもそも老朽化していて、その設備投資が賄えないというようなことで、ニーズがあってもマッチングができないというような言い方のほうが適切かもしれませんけれども、そういったことでここまでできておりますので、千代田地区でも同じようなことが、場合によっては想定されるかもしれません。ただそこはやはりニーズというものを把握して、その実態というものを地域にお示しして、それで、地域とともに考えるというやり方をしていきたいというふうに思っています。

○設楽健夫委員

時間がもう過ぎてしまいますので、この霞ヶ浦地区の状況というのは悲惨ですよ。そこに至った要因はあると思いますよ。今話しましたよね。土地の用途変更にしろ、立地条件にしろ、あるいはその耐震化工事にしろ、そういうものはFMは把握しているはずですよ。そこに要望がある事業者が入ってくるとすれば、今の学校は、その土地がどういう土地であるのかということの把握ができていれば、そんなものはすぐ対応ができるはずなんです。これと同じことが、出島地区と同じことが千代田地区でも起きますよ。入ってくるには、活用するには、土地はどのような規制がかかっているのか、用途変更はどのようなものが必要なのか、こういう事業者の場合には何が必要なのかということが必要でしょう。

もう一つ、今までの話の中で避難所と投票所という話をしました。それは総務のほうとしっかり押さえてくださいという話をしました。出島地区の轍を踏まないためには、その施設は体育館が主ですよ。電気と水道の分電盤と分水器はしっかりつけておかなかったならば、その有効活用はできないんですよ。どこに聞いても、あれは防災だ、あれは教育委員会だ、あれはFMだ。市民は気がついたら、例えば志士庫地区の人たちは安飾の公民館を使うようなさまなんです。何もなくなっちゃっている。と同じことが、千代田地区でもこれから、今までと同じやり方でやっていたら起きるんですよ。

もう一回、整理しますけれども、総務のほうとしっかりと話をして、あるところを使えばいいんだよではなくて、用途としてここはこうするんだと。あるいは解体するんであればこうするんだと。そして、使えるようにするにはその土地の用途は何なのか、用途変更はということが想定されるのか、そうでしょう。そして、体育館については、分電気あるいは分水器をつけなかったら漏電・漏水で出島地区のようになってしまいますよ。使いたくてももう使えないんですよ。誰のせいなんですか。

○川村成二委員長

それでは、公有財産、市の財産のことですので、多部門にまたがる案件でもありますから、副市長のほうから全体をコントロールするという意味合いで答弁を求めたいと思います。

○副市長（横瀬典生君）

ありがとうございます。

ただいま、るる議員からお話がありましたけれども、何かここですばっと切れるようなものは現実的にはないです。おっしゃるようなところもあるとは思いますが、何もやっていないようなお話に聞こえます。そうではない。すばらしく始まったわけですよ、廃校利用の問題は。それで、現在に至っている。それぞれの困ったことも確かにあると思いますが、市役所としては精いっぱいやって

いる。その点をご理解をいただきたい、そのように思います。

そしてまた、新たな部分での廃校の問題は関わってまいります、これもまたしっかりとやらないといけないというふうに私自身も考えておりますので、ご理解をいただいて、今、ご意見をいただいた内容で我々ができるものはやっていきたいと、そのように思っております。今後のご理解をよろしくお願いします。

○設楽健夫委員

答弁になっていませんよ。私が要望しているのは2つですよ。これをしっかりとやっていってくださいということを行っているだけですよ。

○副市長（横瀬典生君）

だから、先ほどご意見をいただいたことについてはできるものはやっていきますと。今、申し上げていると思います。ご理解をいただきたい、そう思います。

○宮嶋 謙委員

ありがとうございます。

同じ案件ですけれども、霞ヶ浦地区で経験によって学んだことは結構多く、その一つとして、今回は使っている最中からニーズ調査をして、見ていただこうということだと思うんですね。ただ、いろんな規制がある中で利用できる、できないというのは企業さんの要望があると思うんですけれども、霞ヶ浦地区で応募していただいた企業さんとか、途中で断念していった企業、あるいは都市で成功しているところの同業者とか、あるいは学校ですね。学校法人とは一番利用しやすい形になっているとか、あるいはコロナ禍の新しい要望としてはコワーキングスペースなんかも学校の形態としては使いやすいのかなということだと思うんで、新たに募集をかけるときは、事業者さんに委託する内容だとは思いますが、ぜひPRの面でいま一度広く、お客さまにアプローチできるような手法を取り入れていただいて、待ちの営業でなくて攻めの営業といいますか、そんなことを組み立てていただく中で成功率を高めていただきたいというふうに思うんですけれども、いかがでしょう。

○企画監（豊崎伴之君）

ありがとうございます。

今、考えておりますのは、霞ヶ浦地区での経験を生かすということで、先ほどもありましたけれども、はなから規制上難しい話はそれ以上進めたことはありませんし、可能性があるものやってみりました。その中で、千代田地区、この取組ですけれども、前回は金融機関のネットワークを中心に進めました。今回は加えて、例えば帝国データバンクであるとか東京商工リサーチ、そういったところのデータまで活用して企業の動きを把握していきたいというふうに考えております。そういったことも含めて、委託業者はプロポーザル方式でノウハウを持つ会社を選定していきたいというふうに考えています。

○田谷文字子委員

執行部の、霞ヶ浦地区の轍を踏まないために、来年度に開校が迫っています千代田地区の学校に対して活用のニーズの調査を始めたということは喜ばしいことでもありますし、この調査を進めていただいて、よりよいものにしていただきたいというのが私の希望です。よろしくお願いします。

○企画監（豊崎伴之君）

ありがとうございます。

霞ヶ浦地区に比べまして、千代田地区全部、市街化調整区域ということで、霞ヶ浦地区よりも条件は悪いと思って取り組んでいきたいと思っております。

○宮嶋 謙委員

一つネックになっているのは解体ですね。将来の施設の解体費の問題が重くのしかかって、二の足を踏んでいるということがあろうかと思うんですけれども、その辺を、解体は先々、現状、借り手がなければ市が持つ予算というか金額でありますので、そのところを将来的に市の負担も検討に入れて応募していただくと、公募をかけるというような方法も必要なのかなという印象を持っているんですけれども、その辺はいかがなんでしょうか。

○企画監（豊崎伴之君）

今おっしゃられたような方法で、実際、他県などでも将来にわたる解体費をマイナスして、差し引いて売却して、逆に言えば、マイナスの金額でお金をつけて持ってもらうというようなやり方をされているところもあります。

私どもも今まで何件か会社と交渉してくる中で、解体費の差引きまでは考慮する。ただし、それは議会の議決が必要になってまいりますので、交渉の中でそういった条件はお示ししながらやってきてはいるんですけれども、なかなかその先にお話が進まないというような状況でございます。

○矢口龍人委員

千代田地区の学校の年数といえますか、ほとんど50年近いと思うんですよね。そうすると、RCの耐用年数も50年ぐらいだと思うんで、非常に、今おっしゃるような厳しい建物かなと。本当に少しお金つけてでも引き取ってもらわないと大変なことになるかなと思いますよね。先ほどおっしゃったように、よそでは幾らかマイナスでもってやっているというのは、私も何件か拝見しましたけれども、そういうのも一つの策かなというふうに思います。慎重に検討していただきたいと思います。

○企画監（豊崎伴之君）

いただいたご意見を踏まえて、やっていきたいと思います。

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

[設楽委員「まだだよ」と呼ぶ]

○設楽健夫委員

先ほどから、霞ヶ浦地区の轍を踏まないためにもとか、その轍をどうするのかということは、投げ捨ててもらっても困るんだよ。

[「その辺、十分話は伝わって」と発言する者あり]

○設楽健夫委員

伝わっているのかと。具体的に、牛渡小学校、佐賀小学校、志士庫小学校、この3つはどうするんですか。轍を踏まないためじゃなくて、轍を何とかしてください。

○企画監（豊崎伴之君）

今ございましたが、現状はこういった形でございます。次のステップとしては、例えば解体して更地化して、土地としてどうなんだというようなニーズも把握していく必要があるかなというふうには思っておりますので、現状のままでよいとは思ってございません。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

[設楽委員「総務とよく話をして」と呼ぶ]

○川村成二委員長

指名をしてから発言してください。

○設楽健夫委員

前提条件として、総務とよく話をしてやってください。

○企画監（豊崎伴之君）

その辺のこちらの検討状況なども共有しながらやっていくようにします。

○田谷文子委員

霞ヶ浦地区より立地条件もよいかと思いますし、これから調査をして、活用のニーズをしていくということですので、今、出発するんですから、議員の皆さんも期待を持って活用にしていきたいと思っております、私は。そのように希望します。よろしくお願いします。

○企画監（豊崎伴之君）

来年度調査を進める中で、そういった情報も議会にお示ししながらやっていきたいと思っております。

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第14号 令和2年度かすみがうら市一般会計補正予算（第13号）のうち、建設部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、建設部から特に補足説明等はございませんか。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第14号につきまして、道路課長から補足説明をさせていただきます。

○道路課長（羽成英明君）

道路課所管の補正予算のうち、第2表繰越補正の説明をいたします。

議案集43ページをご覧ください。

8款土木費、道路維持管理事業政策で1億2400万円を繰越し。内容といたしまして、高速道路に架かる橋のため、NEXCO東日本への下部工事を委託するものですが、令和2年5月にNEXCO東日本から受注できない旨の連絡がありました。その後の協議で令和3年度中の事業履行を確約できる見込みから繰越明許補正となるものです。

続いて、市道整備事業政策で8694万円の繰越し。こちらにつきましては、3事業合計の繰越明許補正金額となります。

1点目に路線及び用地測量業務委託で4334万円。内容といたしまして、石岡市と共同事業となります石岡・かすみがうら広域幹線道路について、石岡市において、用地測量業務において一部市民からの協力が得られず事業が停滞することから、本市も一部影響があり、繰越明許補正となるものです。

2点目といたしまして、道路排水整備工事1810万円で、新治地内の排水整備において地権者からの工事に伴う一部用地協力が得られなかったため工法変更したこと、材料の納期が見込みにより期間を要したこと、また監督職員の説明で用地協力者等の説明に意思疎通が図れなかったことや工程管理に配慮が欠けたため年内完成ができず、この点については担当課としておわびを申し上げます。申し訳ございません。このことから明許繰越となるものです。

3点目といたしまして、道路改良工事2550万円。内容といたしましては、市道8-0455線が本年度前倒し事業として国から内示を受けたことから、県との協議により事業費2550万円を未契約の繰越しとするものです。併せまして、市道整備事業政策といたしまして8694万円の繰越しとなるものです。

続きまして、議案集の 50 ページをお願いいたします。

こちら歳入となります。

上段で、15 款国庫支出金で 8 目社会資本総合整備交付金ですけれども、745 万円の増額補正とするものです、内容としては 2 つの事業によるものです。1 点目といたしまして、道路維持管理事業政策において国庫補助金の内示がなく、632 万 5000 円の減額補正。2 点目といたしまして、市道整備事業政策において、次年度予定の国庫補助事業で、令和 2 年度の事業として前倒し内示があったことから、1375 万円を増額補正するものです。これら増額分から減額分を差し引き、742 万 5000 円を増額補正するものです。

続きまして、議案集の 60 ページをお願いいたします。

こちらの歳出となります。上段の部分です。

8 款土木費、道路維持管理事業政策で、委託料に計上しておりました橋梁長寿命化点検において、入札先により 65 万円を減額、橋梁長寿命化設計業務委託について、補修設計業務が採択されなかったため 1150 万円の減額、併せて 1215 万円を減額補正するものです。

次に、2 目道路改良事業において、市道整備事業政策において、工事請負費 8-0445 線の道路改良について国庫補助交付金を活用し、令和 3 年度に事業実施を予定しておりましたが、国の補正予算により採択され、内示がありました。このため事業費 2550 万円を増額補正するものです。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、道路課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

明許繰越の件、排水整備のことについては産業建設委員会で議論されましたのでいいと思うんですが、前倒しというのはまだ発注してないということとということによろしいですか。

○道路課長（羽成英明君）

補正予算と併せてのことですので、補正予算で議決後にということで発注ができるというようなこととなります。

○佐藤文雄委員

これは補正予算で二十何日に可決かどうか分かりませんが、なった後に年度内に発注するということですか。

○道路課長（羽成英明君）

事業の発注としては令和 3 年度になってからの発注を予定しております。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 18 号 令和 2 年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

建設部から、特に補足説明等はございませんか。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第 18 号につきまして、上下水道課長から補足説明をさせていただきます。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

議案書 89 ページ、議案概要書 40 ページをご覧ください。

議案第 18 号 令和 2 年度かすみがうら市下水道事業会計補正予算（第 1 号）についてご説明いたします。

全員協議会で説明した内容と重複いたしますが、今回の補正内容につきましては、国の第 3 次補正予算において、国土強靱化として下水道施設の老朽化、防災対策を前倒して実施する補正内容が盛り込まれたことに伴います補正となります。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

これも同じように、発注する予定の物件はある。ただ、これは発注を年度内にやる予定ではないということですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

3 月補正では契約が間に合わないことから、当年度において契約をせずに、財源のみを翌年度に繰越して、翌年度、契約により事業を行う予定でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 19 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計予算のうち、建設部所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、建設部から、特に補足説明等はございませんか。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第 19 号につきましても、道路課、羽成課長から補足説明をさせていただきます。

○道路課長（羽成英明君）

それでは、説明をさせていただきます。

予算書 15 ページをご覧ください。

中段のところで、14 款使用料及び手数料でございます。法定外使用料につきましては、予算額 376

万 3000 円。内容といたしまして、市が管理している法定外公共物の磁気を使用する際の使用料、東京電力など 52 件分です。前年度に対し 36 万 8000 円、件数として 2 件の増となっています。

続きまして、道路占用料につきましては予算額 1037 万円。内容といたしまして、市が管理している認定道路磁気を使用する際の占用料、東日本電信電話株式会社、東京電力など 34 件分です。前年度に対し 1 万 1000 円、1 件の増となっています。

続いて、18 ページをお願いいたします。

こちら、15 款国庫支出金で、1 節土木国庫支出金で都市構造再編集中支援事業補助金、予算額 6026 万 6000 円のうち、登録番としては 225 万円です。歳出に対するものといたしまして、市道整備事業政策の中の市道 8-0381 号線の道路改良路線測量概略設計業務委託となります。

同じく道路更新防災等対策補助金で予算額 5610 万円です。令和 2 年度の予算では、防災安全社会資本整備交付金として計上しましたが、令和 3 年度の予算では新設し、名称を変更しています。歳出に対するものは道路維持管理事業政策に当たるものです。

予算書 19 ページをご覧ください。

上段、15 款国庫支出金、防災安全社会資本整備交付金、予算額 4478 万円です。前年度に対し 6094 万円の減で、主な理由は道路維持管理事業政策橋梁事業等の補助金の名所変更による減、あと市道整備事業政策の補助金の増額によるものです。

続きまして、予算書の 21 ページをお願いいたします。

16 款県支出金、合併市町村幹線道路緊急整備支援事業市町村補助金、予算額 2341 万 2000 円です。平成 17 年度から平成 21 年度に整備した市道 2644 号線、現国道 3 号に係る償還金の県補助金です。償還額の減により、前年度に対し 449 万 3000 円の減となります。令和 2 年度で、平成 17 年度の借入分については償還を完了したことによる主な減となっております。

歳入についての説明は以上です。

続きまして、歳出についての説明をさせていただきます。

こちらのほうはタブレット端末で、令和 3 年度予算概要書で説明をいたします。

91 ページでございます。併せて、予算書といたしましては予算書 94 ページがその対象となるものでございます。

03 道路維持管理事業政策、予算額 1 億 250 万円です。対前年度に比べて、1 億 9440 万円に比べ、9190 万円の減となっております。

主な理由といたしましては、令和 2 年度から令和 3 年度に高速道路橋の補修で 1 億 2400 万円を繰り越しております。事業としては増となっていますけれども、令和 3 年度の予算としては減額となっています。事業の概要といたしましては、こちら事業概要で記載のとおりとなっております。

続きまして、92 ページをご覧ください。併せまして、予算書といたしましては 95 ページになっております。

2 目道路橋梁新設改良費、市道整備事業政策で、予算額 2 億 7471 万 2000 円です。前年度に比べ 2707 万 9000 円の増です。また、石岡・かすみがうら広域幹線道路について、詳細設計業務委託も令和 3 年度に繰り越しています。

前年度に比べ 2707 万 9000 円の増となっている主な理由といたしましては、12 節の委託料で 1923 万 1000 円の増となっています。本年度の新規の主な事業といたしましては、道路改良設計業務委託としまして、市道深谷地内の 253 号線の詳細設計、あと石岡・かすみがうら広域幹線道路に伴います補償料調査料、道路測量設計業務委託、あと市道の 8-0381 号線、稲吉南地内の概略設計業務、あと石岡・

かすみがうら広域幹線道路の鑑定調査業務等が主な増の内容になっています。

あと、14 節工事請負費で 560 万円の減と前年に比べなっていますけれども、こちらについても、令和 2 年度に前倒した補正予算がありまして、令和 3 年度の事業としては増となっていますけれども、全体の事業としては予算書上は減となっているような状況でございます。

あと、16 節の公有財産購入費につきまして 1765 万 6000 円の増となっていますが、こちらについても石岡・かすみがうら広域幹線道路の用地買収費等を計上しているものでございます。

21 の補填及び賠償金について 438 万円の減となっています。ただ、この中には広域幹線道路の補償料は増となっております。

あと、また市道の 2535 線の深谷地内の用地買収費については、用地交渉で一定のものが補償されたことから、今年度としては総額として減となっている内容になっています。

続いて、道路課提出の、建設部として提出している資料のほうをご覧ください。

こちらのほうで 1 ページをご覧ください。

道路課管理事業における事業費、修繕料で予算額で 6500 万円の予定箇所になっています。令和 3 年度の補修予定としては千代田地区で 21 か所、3000 万円、2 ページで霞ヶ浦地区で 27 か所、3500 万円の予定となっています。工事費としては、千代田地区、霞ヶ浦地区ともに前年度と同額でございますが、変更点といたしまして、修繕料の 500 万円のうち、土地改良区間の修繕については農林水産課に移動したことによって減となっています。また一方で、500 万円分については区画線の工事を事業化しまして、その分として 500 万円増していることから、総額としては増減の内容の形で計画をしています。

続いて、3 ページでございます。

令和 3 年度の工事予定箇所の実施となっております。一番上の表といたしましては、03 の維持管理事業政策については、予算書の 94 ページの事業とリンクした形になっておりまして、委託料なり工事費に計上をして反映しているものでございます。

中段、次の表としましては、05 市道整備事業政策につきましては、予算書の 95 ページの 2 目道路橋梁新設改良費、市道整備事業政策の中の委託料、工事請負費、原材料費、公有財産購入費、補填及び賠償金に反映しているものでございます。

次のページをお願いいたします。

前の表からのものを位置図として表しているものでございます。左下に道路管理事業としまして、図面上はオレンジ色で表示している高速道路の橋梁部分のものを予定しております。右上の表といたしましては、市道整備事業といたしまして、緑色については舗装補修工事、青色については道路排水工事を表示しているものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、道路課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

よく、霞ヶ浦と千代田地区、それぞれすみ分けということはありませんけれども、バランスの取れた修繕、もしくは改良工事になっているのか、その点だけ教えていただきたいと思えます。

○道路課長（羽成英明君）

前年度ですけれども、工事箇所といたしましては、千代田地区についてはおよそ 21 か所と、あとのほかの部分、差額でできるもの。霞ヶ浦については 27 か所とその差額で予定しているものと表示し

ておりまして、箇所数については霞ヶ浦のほうが多いようなことですが、延長であるとかについては千代田地区で一定の数量を確保しているような状況でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 23 号 令和 3 年度かすみがうら市水道事業会計予算を議題といたします。

建設部から、特に補足説明等はございませんか。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第 23 号につきまして、上下水道課長から補足説明をさせていただきます。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

議案第 23 号 令和 3 年度かすみがうら市水道事業会計予算につきましては、前年同様、タブレットにあります建設部提出資料によりご説明させていただきます。

提出資料 5 ページをご覧ください。

令和 3 年度水道事業会計予算目別一覧に基づき説明いたします。

初めに、収益的収入になります。

令和 3 年度合計総額として、前年度対比 1547 万 8000 円の増、率で 1.5%増の 10 億 6745 万 5000 円を計上しております。

主な収入の内訳ですが、1 項営業収益、1 目給水収益、前年度比 1142 万 8000 円増、比率で 1.3%増の、予算額 9 億 1640 万 8000 円です。給水収益につきましては、千代田地区、霞ヶ浦地区分の水道料金の合計収入となっております。

続きまして、収益的支出になります。下段になります。

合計総額として、前年度対比 1260 万 2000 円減、率で 1.2%の減、9 億 9815 万円を計上しております。

主な支出の内訳ですが、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、前年度比 479 万 7000 円減、比率で 1.1%の減、予算額 4 億 2111 万 7000 円です。原水及び浄水費につきましては、浄水場及び配水場の修繕費、動力費、薬品費、県用水の受水費等でございます。主に動力費を令和 2 年度実績及び見込みにより算出した結果、減額となったものでございます。

収益的収入合計額 10 億 6745 万 5000 円から収益的支出合計額 9 億 9815 万円を差し引きまして、前年度比 2808 万円増、比率で 68.1%の増、6930 万 5000 円の収益を目指した予算計上となっております。

続きまして、6 ページをご覧ください。

資本的収入になります。合計総額として、前年度対比 1 億 6110 万 2000 円の増、率で 62.2%の増、4 億 2026 万 1000 円を計上しております。

主な収入の内訳ですが、1 項企業債、1 目企業債、前年度比 1 億 8950 万円増、比率で 88.1%の増、企業債として 4 億 450 万円を予定しております。

続きまして、資本的支出です。

合計総額として、前年度対比 1 億 6686 万 2000 円の増、率で 30.6%の増、7 億 1270 万 8000 円を計上しております。

主な支出の内訳ですが、1 項建設改良費、2 目営業設備費、前年度比 1583 万 8000 円減、比率で 73.4%

の減、予算額 574 万 2000 円です。営業設備費につきましては、給水車の配備完了に伴いまして減額となっておりますが、令和 3 年度には設置型組立て式給水タンク 3 基分の購入を予定しております。

資本的収入合計額 4 億 2026 万 1000 円から資本的支出合計額 7 億 1270 万 8000 円を差し引き、2 億 9244 万 7000 円が資金不足となりますが、過年度分損益勘定留保資金にて充当いたします。

続きまして、資料 7 ページをご覧ください。

令和 3 年度に予定しております水道工事箇所の内容と位置図でございます。

令和 3 年度の水道事業につきましては、引き続き下稲吉第 2 浄水場の更新工事を行い、千代田地区の安定した給水を目指します。下稲吉第 2 浄水場の更新工事は外構工事を除き、設備等の更新工事は令和 3 年度で終了になり、令和 4 年度からは霞ヶ浦浄水場の更新工事に着手する予定でございます。また、資本的支出の中でもご説明いたしましたが、組立て式給水タンクを購入し、応急給水活動時には必要な場所にタンクを設置し、加圧式給水車から組立て式給水タンクに水を移し替えて給水活動を行う予定でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等ございましたから、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

給水戸数とか年間総給水量、これは令和 2 年度と 3 年度変わらないんですね、1 日平均給水量もね。一方で給水収益が上がっておりますね。社会情勢の変化による水道料金の増となっておりますが、予定の給水戸数と配水と全く同じなのに、これはどういうふうに考えればいいんですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

まず、給水戸数につきましては、令和 3 年度の給水戸数の算出については、令和 2 年度の 4 月から令和 3 年 1 月までの給水戸数の平均を参考として 1 万 5900 戸の給水戸数と設定いたしました。

また、水道の給水量につきましても、新型コロナウイルス感染症の影響による単籠もり等で給水量が不明であるため、令和元年度年間配水量を基に算出した結果、前年度と同様の数量となったものでございます。

また、給水収益につきましては、先ほどもちよつとご説明しましたが、令和 2 年 12 月までの実績で、前年度同月分と比較しますと約 2000 万円の増となっており、その実績を基に算出いたしました。今年度は社会情勢の変化により、自宅で過ごす方が増えたことによるものと推測しております。

○佐藤文雄委員

だから、前年度の予算で戸数と配水、これをやったけれども、実際に検証して、令和 2 年度の途中まで検証すると予定よりも増えたということで今回、社会情勢というのは今言ったコロナ禍の単籠もりということで発言されたのかなと思います。そういう意味では、当初の配水量ですね。この配水量は間違いないでしょうか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

先ほどもちよつとご説明させていただきましたが、新型コロナの感染症の影響による単籠もり状況を考慮しました。令和元年度実績よりは約 2 万トンの配水量を見込んだ数値となっております。

○佐藤文雄委員

それから、雑収益で、下水道事業兼務職員人件費の増というのはどういう意味ですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

行政組織の見直しによりまして、令和 2 年度から水道課、下水道課が上下水道課に統合され、課長

職の人件費の取扱いについて県内の同様の事業体を参考に検討した結果、水道事業会計に課長職の人件費予算を計上し、下水道事業としては負担金を計上し、下水道事業から水道事業に負担金という形で支払うということで、水道事業としては雑収入で受けるということで、同様の形態で運営している事業体としましてはつくばみらい市、笠間市で実施しており、下水道事業からの人件費収入先として雑収入をしているということなので参考とさせていただきます、本年度予算に計上させていただいた内容でございます。

○佐藤文雄委員

人件費の戻しというのが結構大きいのかなと思います。

それから、収益的支出のところ、浄水費のところですね。これ、自分のところで見上げているだけじゃなくて、県西用水と県中央用水がありますが、これは同じぐらいの水量と考えておりますか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

そのとおりでございます。

○佐藤文雄委員

今回、今回というか、一番大きいのは資本的収入・支出のところでは、やはり下中の近くの浄水場の大幅な改良工事というか改善というか、これが大きい。これは令和3年度で終了するというのですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

外構工事を除きまして、設備等につきましては令和3年度で終了でございます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第24号 令和3年度かすみがうら市下水道事業会計予算を議題といたします。

建設部から、特に補足説明等はございませんか。

○建設部長（石塚洋二君）

議案第24号につきまして、同じく上下水道課長から補足説明をさせていただきます。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

議案第24号 令和3年度かすみがうら市下水道事業会計予算につきましても、水道事業会計同様に、タブレットにあります建設部提出資料に基づき説明させていただきます。

資料 8 ページをご覧ください。

資料の表示としましては、目の内訳として、事業の欄で公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、農業集落排水事業の 3 つの事業に分けてございます。

最初に、収益的収入につきましては、令和 3 年度合計総額として前年度対比 3131 万 9000 円減の、比率で 2.1%減、14 億 2601 万円を計上しております。

主な収入の内訳でございますが、営業外収益の 2 目他会計につきまして、一般会計からの補助金になります。収益的収入は減っておりますが、資本的収入における他会計補助金額の合計額は前年度比 888 万 9000 円の増となっております。

続きまして、収益的支出の主な内容についてご説明します。

収益的支出の総額は 9 ページ下段になります。

合計額 14 億 2601 万円を計上しております。

主な支出の内訳ですが、8 ページへお戻りください。中段になります。

6 目雨水排水費につきましては、新たに科目を設けて、雨水冠水対策に関する費用として 1162 万 4000 円を計上しており、主に角来下池のしゅんせつ工事、雨水冠水対策調査委託、調整池予定池ボーリング調査等を計上してございます。

続いて、9 ページをご覧ください。

収益的収入合計額から支出合計額の差引額はゼロ円で、前年度比 3131 万 9000 円の減となっております。

続いて、10 ページをご覧ください。

資本的収入・支出についてご説明いたします。

資本的収入総額として前年度対比 7871 万 5000 円の増、比率で 16.2%の増、5 億 6466 万 3000 円を計上しております。内容としましては、整備事業費の財源となる収入が計上されております。

2 項負担金及び分担金、4 目工事負担金につきましては、市川地内における国道 6 号バイパス工事に伴う仮設管渠布設工事に対する国の補償費として 4974 万円を計上しております。

続きまして、資本的支出は、総額として前年度対比 8240 万 8000 円の増、比率で 10.5%の増、8 億 6896 万 8000 円を計上しております。

1 項建設改良費につきましては、1 目公共下水道整備事業において事業計画変更委託費及びマンホールポンプ修繕費を計上しており、前年度対比 2359 万 9000 円の増となっております。

資本的収入が資本的支出に対して不足する 3 億 430 万 5000 円につきましては、損益勘定留保資金にて補填するものといたします。

続きまして、12 ページをご覧ください。

令和 3 年度の下水道維持管理計画図となっております。工事、修繕、委託の種別で表示してございます。

続きまして、13 ページをご覧ください。

霞ヶ浦湖北流域下水道建設負担金の内訳でございます。

続きまして、14 ページをご覧ください。

水洗化率の前年度比較表になります。令和 3 年 2 月現在ですが、水洗化戸数 1 万 2218 軒で、水洗化率 93.8%になり、前年度比 134 軒増の 0.4%増となっており、新築の軒数も含まれている数字でございます。

続きまして、15 ページをご覧ください。

令和3年度に行う公共下水道事業計画変更内容となります。左図面の①②につきましては、農業集落排水土田処理区、上稲吉処理区を公共下水道に接続し、統廃合を行うために位置づけをするもので、これにより国の補助対象事業として事業を行い、維持管理費の削減に努めてまいります。土田処理場から順次進めていき、今年度につきましては、財産処分申請を行っているところでございます。

次に、③につきましては、冠水対策として稲吉四丁目地内の雨水2号幹線に面する用地0.46ヘクタールを調整池予定地として事業計画に位置づけることで、国の補助事業として行い、それによりまして、ピンクのエリアになります部分の雨水を集積することで、下流部への流量の軽減を図ることが可能になります。令和3年度から令和5年度にかけての事業として整備をしていく予定でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、上下水道課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

○佐藤文雄委員

水洗戸数が増えていますよね。令和2年度が1万2200戸が1万2450戸、250戸ってなっていますよね。一方で、14ページのところでは戸数が元年度から2年度の見込みで134軒ですか。というようになっていますが、これはどうですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

提出資料の14ページのほうの1万3023軒は、下水道の公共枿を設置しております対象戸数ということで、その脇の水洗化戸数1万2218戸数が令和3年2月末現在の水洗化の戸数となっております、それを基に予算書1ページのほうの来年度の水洗化予定戸数を、令和2年度よりも200軒強多い軒数として設定したのが1万2450戸ということでございます。

○佐藤文雄委員

それは見れば分かるよ。だから、こちらのほうの2年度末の伸びとこちらの今、250というのは、かなり大きいんじゃないかというふうなことを言ったんです。逆に大きいじゃなくて、どんどん加入を進めていきますよという意味で考えてよろしいんですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

失礼しました。

委員おっしゃるとおり、令和3年度で県の制度であります接続補助制度が最終年度となりますので、それに向けても駆け込み需要も見込み、計上した数字となっております。

○佐藤文雄委員

それから、全体で営業収益で公共のほうはかなり伸びていますよね、2.1ですけども。巢籠もりで水道を使えば下水も流しますから、その分、増えるのは当たり前だと思うんですが、こちらの特環と農集がマイナスというのはどういうふうに理解したらいいのでしょうか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

来年度の下水道使用料の算出に当たりましては、現在のコロナ禍の状況等を加味して算出はしておりますが、どうしても特環地区、農集地区につきましては人口減少のほうが見られますので、その関係で減という形の算出をいたしました。

○佐藤文雄委員

戸数が増えても人口は減になるということですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

委員、おっしゃるとおりでございます。

○佐藤文雄委員

他会計への補助もそういう関係もあって、大幅に農集のほうの他会計がマイナスになっているんですか。ここはどうやって見ればよろしいんですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

収益的支出の4目に農業集落排水処理施設費ということで、そこで前年比4398万円の減とありますように、令和2年度につきましては、機能診断や最適整備構想等の委託業務をやったわけなんですけど、令和3年度につきましては、そちらの委託費がなくなったこと。さらに修繕費等の減ということで、この数字が農業集落排水処理施設費は減となっております。そういうことを基に他会計の補助金が入ってくる割合も減ったということでございます。

○古橋智樹委員

過年度留保金は1年度経過してどのぐらい、この予算のときにはあるんですか。

○川村成二委員長

暫時休憩いたします。 [午後 6時04分]

○川村成二委員長

会議を再開いたします。 [午後 6時04分]

説明を求めます。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

予算書14ページにキャッシュフロー計算書がございまして、その一番下になります、資金、令和4年3月31日の予定のキャッシュフロー計算書で、期末残高は1億612万2746円ということをご予定してございます。

○古橋智樹委員

処理区分ごとには分からないですか。

○上下水道課長（鈴木仁志君）

申し訳ございません。分かりかねます。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

討論を終結いたします。

それでは、採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

ご異議なしと認めます。

よって、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第19号 令和3年度かすみがうら市一般会計予算のうち、会計課所管の歳入歳出予算に

関する部分を議題といたします。

それでは、会計課から、特に補足説明等はありませんか。

○会計課長（横田 茂君）

補足説明をさせていただきます。

歳入につきましては、予算書の 24 ページにはなりますが、前年度より 5 万円ということと、預金利子であるので説明は割愛させていただきます。

歳出でございますが、予算書の 36 ページをご覧くださいと思います。

会計課所管の歳出予算につきましては、経常経費でございますが、大きく増加したものがございしますので、ご説明のほうさせていただきます。

2 款総務費、1 項総務管理費、5 目会計管理費の 02 会計管理事業におきまして、本年度予算は前年度と比較しまして 395 万 8000 円増額しております。

増額の主なものにつきましては、まず 1 つ目といたしまして手数料でございますが、令和 3 年度から指定金融機関が設置する派出所 1 か所につき 100 万円の手数料をお支払いするというものでございます。銀行からは手数料の要望を受けまして、現在、3 か所、派出所があるわけではございますが、2 か所分ということで交渉をいたしまして、了解を得ることができましたので、今回、200 万の計上をしているところでございます。

次に、新規の委託費といたしまして、財務会計システムの執行管理システム、これを電子決裁化するというものの設定の委託、さらには物品管理システムの導入ということのための、これも初期設定の委託ということで、それぞれ 105 万 6000 円、79 万 2000 円を計上してございます。

なお、こちらは双方とも紙伝票の庁舎からの移動とか、あるいは届出等の庁舎からの移動、こういった煩雑さの解消及び効率化を図るとともに、決裁がこうやって回ってくるわけですが、これの確実性を確保するというこのために導入するものでございますが、非接触という意味では、コロナのこの時期といたしましても、かなり有意義な機能を有するというふうに思っております。

もう一つございまして、予算書の 47 ページになります。

2 款総務費、2 項徴税費、3 目徴収費のうちの収入未済額縮減対策事業でございますが、会計課が代表して説明のほうさせていただきます。

このうちに、税等のセルフ収納機を導入する経費を計上してございます。予算といたしましては、そのうちの一番下のほうになりますが、機器借り上げ料 264 万円と修繕料 11 万円、消耗費 8 万円ということでございますが、この導入につきましては利便性の向上及び作業時間の削減、セキュリティーの強化、あとは指定金融機関の合理化への対応ということを目的といたしております。

簡単な仕組みでありますけれども、高精度の OCR で納付額を読み取って、納付書を入れると領収印を押して、ミシン目でカットして納付者に返却するというような仕組みの機械でございます。こちらを 1 か所導入して、運用していきたいというものでございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、会計課に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 19 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計予算のうち、農業委員会事務局所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

農業委員会事務局から、特に補足説明等はございませんか。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

農業委員会事務局です。よろしくお願いいたします。

それでは、農業委員会事務局所管の主な予算についてご説明いたします。

最初に、歳入についてご説明いたします。

予算書 18 ページをお願いいたします。

中段にございます 15 款 2 項 4 目農林水産費国庫補助金、1 節農業費補助金、機構集積支援事業補助金 395 万円の予算計上です。これは農地法 32 条による農地の利用状況調査の事務費補助金です。

次に、歳出、政策経費についてご説明いたします。

概要書 142 ページをお願いいたします。

農用地利用集積特別対策事業政策 553 万 9000 円の予算計上です。これは農地利用状況調査や地域の担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止、荒廃農地の解消活動等に要する経費でございます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは、農業委員会事務局に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いします。

○設楽健夫委員

中間管理機構についてはここでよろしいんですか。

[中間管理機構について発言する者あり]

○設楽健夫委員

分かりました。

○川村成二委員長

農業委員会事務局長、大久保定夫君。会議録に残しますので、答弁はしっかりしてください。

○農業委員会事務局長（大久保定夫君）

中間管理機構につきましては、農林水産課の所管となります。

○川村成二委員長

そのほかございますか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

次に、議案第 19 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計予算のうち、監査委員事務局所管の歳入歳出予算に関する部分を議題といたします。

それでは、監査委員事務局から、特に補足説明等はございませんか。

○監査委員事務局長（乾 文彦君）

お疲れさまです。

それでは、補足説明をさせていただきます。

議案第 19 号 令和 3 年度かすみがうら市一般会計予算のうち、監査委員事務局所管の予算についてご説明させていただきます。

歳入予算はございませんので、経常経費の歳出予算の中で主なものについてご説明させていただきます。

予算書の 51 ページの下段をお願いいたします。

ご説明いたします。

2 款総務費、6 項監査委員費、1 目監査委員費、02 監査業務事業、予算額 122 万 6000 円、前年度予算額 127 万 6000 円に対しまして 5 万円の減です。

主な支出を申し上げます。1 節監査委員報酬 82 万 5000 円、前年度予算と同額でございます。令和 3 年度監査計画におきまして、監査や検査等を 30 日間予定しておりますことから、これに伴う委員の報酬でございます。

8 節委員等費用弁償 8 万 7000 円、前年度予算 9 万円に対しまして 3000 円の減。

18 節職員研修負担金 15 万 8000 円、前年度予算と同額でございます。

このほかに市長からの補助事務といたしまして行政不服審査会事業など 5 つの事業の経常経費を計上してございますが、説明のほうは省略をさせていただきます。

○川村成二委員長

以上で、説明が終わりました。

それでは監査委員事務局に対する質疑等がございましたら、挙手の上、ご発言をお願いいたします。ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○川村成二委員長

質疑を終結いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の本委員会は 3 月 15 日月曜日午後 1 時 30 分より、本会議場で引き続き審査を行います。

それでは、これで本日の委員会を散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会 午前 6 時 1 5 分